

令和2年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月4日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
森 雅 哉 君	6
橋 本 和 之 君	13
酒 卷 広 明 君	22
小 林 正 明 君	31
大 谷 純 一 君	40
大 澤 成 樹 君	49
○次会日程の報告	56
○散会の宣告	56
散会(午後2時10分)	56
第2日 6月5日(金曜日)	
○議事日程	57
○出席議員	58
○欠席議員	58
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
○職務のため出席した者の職氏名	58

開 議 (午前 9時00分)	6 0
○開議の宣告	6 0
○報告第1号の上程、説明、報告	6 0
○報告第2号の上程、説明、報告	6 0
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○資料の訂正	7 6
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○同意第5号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○次会日程の報告	9 4
○散会の宣告	9 4
散 会 (午前11時55分)	9 5

第 8 日 6月11日(木曜日)

○議事日程	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○職務のため出席した者の職氏名	9 8
開 議 (午前 9時00分)	9 9
○開議の宣告	9 9
○閉会中の継続調査の申し出	9 9
○町長挨拶	9 9

○閉会の宣告	1 0 0
閉 会 (午前 9時10分)	1 0 1

令和2年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和2年6月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月4日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之	君
住民福祉課長	須永洋子	君
健康子ども課長	茂木久史	君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局長

坂 部 三 男 君

建設環境課長

栗 原 弘 明 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員会長
事務局長

久 保 田 新 一 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

荒 井 稔

書記

小 林 真 緒

書記

大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告2件、専決処分事項2件、条例改正5件、補正予算3件、その他1件、人事案件10件、議員発議1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和元年度2月分及び3月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより議事日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 酒 巻 議員

6番 橋 本 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から11日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（柿沼英己君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、テレワークを念頭に置いた移住・定住の促進についてです。テレワークという言葉は、最近ではテレビや雑誌でよく聞くようになりました。一応説明をしますと、昔は在宅勤務と言われていたもので、「テレ」というのはテレビジョンやテレフォンのような遠いところという意味で、遠隔とも言われます。「ワーク」というのは働くことです。インターネットを使った在宅勤務というイメージが強いですが、作家さんのように、紙に書いて郵送する仕事もテレワークになります。これは、場所だけでなく、時間の制約を受けない働き方でもあります。場所を自宅にするかどうかで、在宅勤務という名称と厳密に分ける場合もありますが、同じようなものだと思っております。新型コロナウイルスの外出の自粛により、テレワークを行う人が増えたのは、インターネットの普及があることも理由として挙げられると思います。

それで、今回の一般質問ですが、千代田町でテレワークをする人に住んでいただくという提案をしたいと思っております。これについては、10年以上前に、高橋町長が、ふれあいタウンちよだなどに、東京などから在宅勤務の人を呼びたいという話をされていたこともあります。先見の明があったと思います。現在は、テレワークに目をつけた移住・定住促進に力を入れる地方自治体も増えています。それについて、千代田町ではどのような状況かをお聞きいたします。

最初の質問です。まずは基本的なところですが、テレワークに特化した本町への移住・定住促進という進め方についてはいかがでしょうか。もちろんテレワーク以外のものとセットで魅力をアピールするという点でよいのですが、テレワークという言葉を使った誘致について、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。質問にお答えいたします。

テレワークについては、国において、ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少時代における労働力人口の確保、地域活性化などへも寄与する働き方改革実現の切り札として普及促進を進めております。また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止における3つの密を避けるための対策として、テレワークを推進しております。

テレワークに特化した本町の移住促進ではありますが、本町では、東京から60キロ圏内であり、出勤

が必要となる場合においても十分対応が可能な立地条件となっております。また、町内全域で光回線、ケーブルテレビが利用可能であり、テレワークにおいて必要なインターネット回線についても確保が容易であると考えられます。物、人、金が集まる東京より、今回のウイルスを契機に、多くの国民の考え方が変わりつつあります。ぜひこれを機会に、地の利や生活環境を生かした千代田町への移住を推進していきたいと考えております。

このようなことから、本町におけるテレワークは十分に可能であります。新型コロナウイルス収束後における移住促進施策として、例えば既存の移住者住宅取得費補助金の助成を手厚くするなど、誘致活動を検討してまいりたいと考えております。

なお、議員各位におかれましても、知人や親族の方等がおりましたら、ぜひ推進をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。千代田町は、インフラも整備されているという感じで、補助金も将来考えていただけるということで、テレワーク推進という方向で行けるという回答だったと思います。ありがとうございます。

次なのですけれども、空き家対策として、個人だけでなく、テレワークを行う企業を含めて誘致する可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 空き家対策ということですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、大都市圏で働いている人にとって、その仕事を持ったまま、必ずしも都会に住まなくてもいいのではと考える人たちも相当な数増えると想定されます。空き家の利活用については、テレワークのための住居またはサテライトオフィスとしての活用が考えられます。

こうした空き家を借りたい、買いたいニーズと、貸したい、売りたいニーズを結びつける手段として、空き家バンクの取組みが考えられます。空き家バンクについては、令和元年度に策定いたしました千代田町空き家等対策計画においても、空き家等の利活用促進施策として位置づけられていることから、民家との連携を取り、個人やテレワーク導入を求める企業を含め、幅広く情報提供を行い、活用に向けて推進していきたいと考えております。

また、この空き家等対策計画におかれましては、策定済みなのですが、これを策定しただけでなくて、これからそれを、いかに空き家を、町内で130から150近く現在あろうかと思うのですが、それをいかに活用して、例えば不動産屋等々も含めて、それをマッチングさせながら活用していただくのが一番いいのかなと。そこのところを今指示をしたところであります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君）ありがとうございます。空き家バンクの取組みなどを含めて、総合的にいろいろとご検討していただければと思います。

次の質問です。町内に誘致するときには、既にあるふれあいタウンちよだが候補の一つになるのかと思いますが、町内で空いている宅地、売りに出ている宅地などの余裕としてはありそうでしょうか。空き地や農地転用の可能性を含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町内において移住の誘致先については、市街化区域が候補となります。中でも好評分譲地のふれあいタウンちよだは、電気、ガス、上下水道が整備済みで、すぐに住むことが可能であります。販売区画についても余裕があります。

また、空き地や農地転用の可能性であります。市街化調整区域において、住宅を建築、建て替える場合、許可が必要となります。農地転用しても許可にならない場合もあります。こうしたことから、すぐに建築可能な市街化区域への移住誘致として、ふれあいタウンちよだ分譲地の完売を第一優先で進めてまいりたいと考えております。

現在、約12区画が土地開発公社分では残っているかと思えます。また、企業局分におかれましては100を超える区画がまだ残っております。また、民間の開発も推進していきたいと考えておりますので、全体を考慮していきますと、まずは第一優先は市街化区域、さらには民間の開発も含めた中で、調整区域も含めて、その辺の活性化にもつながっていきますので、いろいろその辺も検討していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君）ありがとうございます。まだふれあいタウンちよだのほうも余裕があると思いますので、ぜひそちらも全部埋まるように、私たちもまた注意を向けていきたいと思えます。

次の質問です。都内よりも土地の価格が断然安いと、同じ金額であれば、ゆったりとした広い土地を所有することができます。庭を造ったり家庭菜園をすることもできます。また、近所の散歩も楽しいと思えますし、ほかにもPRできる点がいろいろとあります。そのような千代田町のよさについて、今回テレワークの質問をさせていただいているのですが、テレワークということに特化したようなPR方法の検討というのはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 宅地分譲においては、都内に比べ、庭つきの広い敷地のマイホームが安価で購入できるアドバンテージがあります。問題は、雇用条件のよい働く場所であると思っております。それらの大手企業が大都市に集中する中で、働き方が見直され、テレワークにより、地方でも仕事が

できるチャンスがこれを機会に広がっております。

そこで、本町への移住のPRとして、雄大な利根川にある利根大堰です。上下流で自然環境が大きく変化し、上流では、せき止められた川幅の広い湛水面が広がり、マリンスポーツのメッカとして知名度が高く、さらには堰周辺では、国土交通省が行った環境調査から、希少動植物の生息やコウノトリの飛来も確認されております。何となく子宝に縁があるようなイメージも持てると思います。

私が町長に就任してから、イベントが幾つか増えました。おもてなしマラソンもその一つであります。まずはPRだけでなく、町へ来ていただき、関係人口を増やししながら、その結果、少ないふるさと納税も、今年度3月決算においては1億がちょっと欠ける数字になりました。千代田町へ、その1億円近い資金が町外の方から投入されておるわけであります。

そのほかにもトップツアーや周遊ツアーを行い、やはり関係人口の交流を増やすことによって、千代田町とはどこだと、町のことを知らない人が千代田町いきなり移住してくることは考えられませんが、まず千代田町を知ってもらうこと、PRです。いろんなイベントを通しながら、そのようなことを行っていきながら、千代田町の移住・定住の魅力として情報発信をしていきながらPRにつなげていければと考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。高橋町長が就任されてから、やはり関係人口ということでイベントがあったり、あとはふるさと納税も大分増えましたので、そういう意味で千代田町の知名度も上がっていると思いますので、そういう中で千代田町をPRしつつ、みんなに興味を持ってもらえるような方向で、今順調にいらっていると思いますので、継続していただければと思います。

それでは次、防災に関連した質問をさせていただきます。台風や地震などの災害についても、継続して対策を行っていく必要があります。その中で確認しておきたい点がありますので、質問をさせていただきます。それは、災害時の段ボールベッドの活用についてです。

最初の質問ですが、専門業者と提携をして、いざというときにすぐに持ってきていただけるような準備ができております。その提携は、ベッドだけなのでしょうか。ほかにも何か附随するものや段ボール以外のものもあるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町では災害に係る備蓄物資について、関係する企業と協定を結び、その物資の確保に努めているところであります。

段ボールベッドの活用については、平成31年1月17日に、群馬森紙業株式会社様と災害時等における物資提供等の協力に関する協定を締結いたしました。この協定によりまして、提供いただける物資の品目として、段ボールベッドのほか段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品など、紙に関わるトータルな製品の提供が可能となります。

また、今年4月24日に、株式会社スター交通様と災害時等におけるバス及び民間救急サービス利用に関する協定も締結しました。万一に備えた町外避難所等への輸送の確保や、一時的な避難場所としてバス車両を利用したり、緊急を要しない患者の搬送ができるなどの体制も整えてあります。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。バス車両とかいろんなことを多角的に検討していただいているということで、ありがとうございます。

その段ボールベッドについてなのですが、在庫については、千代田町の分としては、常時何人分ぐらいがあるのでしょうか。また、災害時あるいは災害の発生のおそれがあるときに全部を届けもらうのか、それとも町内に少し在庫を持つようにするのかについてお聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在、町が備蓄している段ボールベッドについては、12セット分を所有しております。これは、平成30年度に防災協定を締結した際に、見本として2セットが届けられたものを含みまして、令和元年度に10セット分を購入いたしました。令和2年度予算では、段ボールベッド20セット分を購入予定であります。段ボールベッドなどの活用については、プライバシーの確保や健康面においても効果があることから、事前に購入し、今後も備蓄品として整備してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。予算との兼ね合いもあるのですが、徐々に千代田町でも持っていくようにしていく方向ということで、ありがとうございます。

次の質問なのですが、段ボールベッドについて、搬入については、依頼してから何日ぐらいで完了するのでしょうか。また、組立ては業者が行うのか職員が行うのかは、取決めなどはあるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、段ボールベッドの納品に係る日数についてであります。本町から一番近い群馬森紙業株式会社尾島事業所が稼働しております。運送会社も機能している場合であれば、段ボールベッド300セットほどであれば、1週間ほどで納品可能ということになります。仮に尾島事業所が被災してしまった場合については、周辺にある被災していない森紙業グループの事業所から届けられることになっております。

また、組立て方法については、特に複雑ではありません。作り方としては、土台となる段ボールを12個置き、その上にベッドの天井となる段ボールシートを敷くことで完成します。段ボールベッドの

下、天井でなくてですね、プライバシーの保護の観点から、つい立てのようにベッドを囲うような段ボールシートもセットになっております。組立てについては、基本的に、使用者に作り方を説明しまして、自分で作ってもらうこととなります。しかし、使用者の様々な事情で組立てが困難な場合においては、施設運営班とも協力し合って設置していくこととなります。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。組立て自体はそれほど難しくはなさそうですね。搬入についての状況がよく分かりました。ありがとうございます。

その段ボールベッドの費用については、幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 段ボールベッドの費用ですが、購入に係る費用についてであります。令和2年度の予算計上額については、1セット当たり3,000円程度を見込んでおります。災害協定を結んでおり、地域貢献の考えの下、原価程度の値段であると考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。なるべく安く提供していただければとは思ったのですが、多分使った分、国のほうから入ってくるという話も聞いていますが、千代田町町内で持つ分は、それほど高いと余り持てないので、ありがとうございます。

その段ボールベッドについてなのですが、冬場の布団の準備については別に必要なのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 避難所の運営について、地域住民、行政、施設管理者の協力の下、開設、運営していくこととされております。町では災害時に必要な防災資機材や食料、水などの物資について備蓄を行っておりますが、ご質問にありました布団の備蓄はございません。避難所に必要なものは、各家庭において日頃より準備をしていただき、いざというとき、すぐに持ち出せるよう、準備、点検をお願いしているところであります。ただ、町では避難者の体調なども考慮し、一定の備蓄品の毛布をストックしております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。台風とかですと事前に準備ができるのですけれども、地震のときは、場合によっては家の中に入れなとか、何も持ち出せないという状況が出てくると思いますので、少しでもそういう準備があるということで、よかったですと思います。

次なのですが、段ボールベッドの設置を想定しているのは、体育館のような広い場所ではな

いかと思うのですが、地震で避難した場合など、公民館や集会所あるいはどこか利用できそうな場所
で使用することも可能なのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 公民館、集会所などの使用については可能であります。学校の体育館など大規模な避難所には必要な物資であります。地域に密接した公民館等でも必要であると考えております。高齢の方で遠くに避難できない方については、地元の公民館等などに避難することが想定されますが、避難所において体調を崩しやすく、必要に応じて設置する必要もあると考えております。しかし、公民館等においては、段ボールベッドのスペースで畳1枚分のスペースを取りますので、数多く設置することは難しいかと思われま。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。いろいろな可能性があるというか、いざとなったときに何が起こるか分からないので、事前にいろんなことを考えておければと思って質問させていただきました。

最後の質問になります。使用が終わった後の段ボールベッドの片づけについてなのですけども、基本的には廃棄になると思うのですけれども、その費用というのは本町の負担になるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 使用後については、基本的には廃棄になりますが、土台等の直接使用者が触れない部分など、再利用できるものについては再利用していければと考えております。

廃棄した場合の費用については、町の負担となりますが、段ボールベッドは資源ごみとしてリサイクルできるものですので、資源ごみを回収する提携業者に提供することで、町からのごみの排出量及び焼却費用の抑制を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在コロナウイルスが収束しない中でも、災害においては、私どもにおいてはいろいろと検討しておりますが、万が一の大規模な地震がもしあったときには、洪水だけでなくですね、あったときには、さきに、5月、間もなく整備が終わるのですけれども、河川敷のほう、あそこは駐車場が約2,000台分ぐらいありますので、大規模地震のときには車で避難できるように、あそここの河川敷のほうも避難所として国交省にこれから交渉していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。きれいなものはそのままじかに使うようにして、使ってしまったものはリサイクルに出せるということで、とてもいいものだと思います。

それでは、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

私の質問は、新型コロナウイルスの対応について、全体的に質問していきたいと思います。まずは、町独自の支援策について、4月25日付で日本経済新聞に掲載されていた茨城県境町の記事を参考に質問していきます。

本町では、今月から独自支援策である11事業がスタートいたしました。境町では既に4月から実施しております。境町では、4月11日に感染者が確認されると、町内の飲食店に休業を要請し、10万円の補償を発表。さらに、4月中に高校生以下4,000人に、1人当たり5,000円の支給を決めました。境町の人口は約2万4,000人で、本町の2倍でございます。とてもスピーディーな施策の実施で、新聞の論調も、ほかの自治体も参考になるのではないかと書いた書き方ございました。財源には、花火大会の中止など、使わなくなったイベント費用を充て、企業版ふるさと納税も活用して、高校生にマスク製品を配る取組みに20社と手続中で、目標の3,750万円が近く集まるとのことございました。

やはり特定の財源を確保するのに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングはとても有効だと感じました。過去4年間に、私は3回企業版ふるさと納税の質問をしてきましたので、ここではいたしません。4月からの機構改革で、本町でも取り組みやすい環境が整ったと思いますので、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの調査研究を進めて、ぜひチャレンジしてもらいたいと思っております。

話を独自支援策に戻します。コロナへの対応は、長期化が予想され、国においても追加の臨時交付金が決定されました。今後、本町でも第2、第3弾の独自支援策を実施する可能性が高いと思います。その際は、境町のように、先手、先手と先行して施策を実施してもらいたいと思います。

そこで、境町で施策の財源といたしました、イベント中止で使われなかった費用でございますが、本町では先日、川せがきの中止が発表されましたけれども、現在どこまでイベントの中止を見込んでいて、その使われない費用はどのくらいになるのかをお尋ねしたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在のところ、8月の千代田の祭、川せがきまでのイベントについて中止を決定しております。これは中止といたしますか、読経と灯籠流しは行う予定であります。

本来であれば、多くの方々に千代田町を訪れていただきたいところですが、不特定多数が移動するイベントについては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、中止せざるを得ない状況に

あります。今後においても専門家より、第2波、第3波の発生が懸念されておりますので、状況を踏まえつつ慎重に判断したいと考えております。

また、未使用の費用についてですが、令和2年度予算において1,400万円のイベント関係予算を計上しております。具体的に申しますと、桜まつり、町づくり町民集会、川せがき、おもてなしマラソン、産業祭、町民レガッタ、一般野球、町民体育祭などです。一刻も早く事態が収束をし、にぎわいのある千代田町を取り戻したいと思っておりますが、どこまで未使用となるかは今後の状況次第であり、現時点では未知数であります。

また、先ほど議員のほうで述べられたように、クラウドファンディング、また法人のふるさと納税等も、法人のふるさと納税におかれましては、町のほうも今年度から行う方向で今動いております。また、クラウドファンディングといいますのは、言葉はクラウドファンディングといい言葉ですがけれども、その目的とか、そういうあれに沿って、これは十分に検討していく必要があります。

例えばの話ですがけれども、コロナウイルスに関しての、この境町も、私どもと一緒に花火大会、あそこは関東でも屈指の花火大会を行っております。行政側のほうも、ここ3年、私が町長に就任してから、あそこ交流がありますので、川せがきにも来ていただいております。向こうにももちろん行っております。

そう考えていきますと、ふるさと納税も十数億たしか集めたところだと認識しております。一番多いのが99万9,000円だったかなと思います。ふるさと納税です。遠くはハワイ旅行、ヘリコプター遊覧飛行等々がありました。我々とちょっとまた違う部分の集金力があつたのかなと、こう考えております。我々は、人口が1万1,300人ぐらいの規模の自治体ですので、それに即した、我々もクラウドファンディングをまた違った部分で、その辺も検討していければと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。丁寧なる説明ありがとうございます。イベントに見込んでいた費用が1,400万円程度だということで、まだ未使用の額は、今のところはっきりしないというご回答でございました。

第1弾の独自支援策では、町の持ち出し分といたしまして予備費を使いましたけれども、今後そのイベント中止費用も財源に含めまして、第1弾が始まったばかりで恐縮でございますが、第2弾の支援策をどのように町長のほうで考えているのか。

また、商品券を配るような施策をした場合なのですが、近隣市町と共通券にしてはどうかと思っておりますが、お考えはいかがでしょうか。これは、去年の消費税増税時の町単独プレミアム商品券が、国の予算の半分までしか使えなかったということと、ジョイフル本田の集客力が、共通券にしたといたしましても、ほかの自治体との競合で取り負けないのではないかと思うところが理由でございます。また、ジョイフル本田がよりにぎわうことで、その西側商業地の価値も向上いたします。小さいことな

のですけれども、この積み重ねが後々効いてきて、商業地の販売にもつながるものと思われま

以上、2点、第2弾の独自支援策と商品券の共通券について、町長のお考えを聞きたいと思

よろしくお願ひします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先般ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対策では、町独自11事業、総額約5,600万の町独自の事業を対策会議において決定をいたしました。5月25日付で事業実施に要する予算の専決処分も行わせていただきました。まずは、国の地方創生臨時交付金を活用したこの11事業において、住民支援や経済対策をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

なお、今後において追加対策を実施する際には、ご質問にありましたように、イベント予算の組み替えによる財源の確保についても検討してまいりたいと考えております。

また、商品券においてであります、ジョイフル本田は、県内はもとより、県外から多くの方が買物に訪れる広域的な集客力を持つ店舗であります。近隣自治体と共通の商品券が配布できれば、本町のメリットも大きいと考えられます。観点をまた逆に変えていきますと、広域を対象とすることにより、町外に出て行くわけです。近隣の商業施設等で利用される場合も想定されます。

一つのことを考えるときは、私は否定的と肯定的と両面から考えることを常に考えております。そう考えていきますと、その結果、各自治体が商品券を発行する場合は、どこの自治体においても、地方経済の活性化という目的で、地元限定で使える商品券を配布するわけでありますので、町外で使

される割合が高くなると、共通の商品券の発行は難しいものと考えております。

現在、近隣市町において独自支援策に取り組んでいるところであり、商品券を扱う店舗や事務手数料、印刷費用等も経費と時間が多くかかります。地域をまたいだ共通の商品券発行については、予定はございませんが、なお今後広域的な連携による経済支援策を講じる場合がありますら、担当者間でアイデアを出し合いながら、商品券だけでなく、本町が行うスタンプラリー等、本町が独自でスタンプラリーを行うのですけれども、これについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。今後の第2弾、第3弾の独自支援策に期待したいと思います。また、第1弾の独自支援策が、本当に困って支援を必要としている方のところに一刻も早く支給されるような対応をお願いいたしまして、次の質問項目に移ります。

昨年の台風19号から今回のコロナ禍、コロナの災いですね、に至るまで、命に危険が迫ることが続きまして、改めて行政サービスの一丁目一番地は、安全安心の提供であると強く感じました。私も今年1年は、「安全安心」をテーマに一般質問をしていこうと思

町長をはじめ役場職員皆さんの一連の対応には、頭が下がる思いであり、まずは深く敬意を表したいと思

ただ、このコロナ禍、我々町民にとりましては、体調面、経済面など心配や相談事は、基礎自治体である本町が頼りでございます。実際にあった相談や問合せがあれば教えていただきたいと思ひます。ちょうど「広報ちよだ」で町への手紙もありましたので、意見も言いやすく、要望なども含めましてたくさんあったのではないかとおぼわれます。担当課長に聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、体調面についてでございます。健康子ども課より、これまでの相談実績の概要について、今年2月上旬から5月末までの約4か月間弱の状況でございますけれども、電話による相談がほとんどでございました。2月上旬から3月末まで、1か月当たり三、四件程度の相談でございましたけれども、4月から5月の2か月では月10件程度の相談がございました。

いずれの相談に関しましても、体調不良として、発熱や強いだるさなど風邪のような諸症状がございましたけれども、万一新型コロナウイルスに感染しているのではないかとといった心配の相談がほとんどでございました。本町では、相談者からの内容を十分に確認した上で、国や県などにより示された手順に基づきまして、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、主に群馬県の新型コロナウイルス感染症コールセンターをご案内させていただき、専門的な関係機関へのパイプ役としての対応を行ってまいりました。

なお、現在新型コロナウイルスの感染症対策におけるPCR検査については、群馬県の衛生環境研究所が対応しているほかに、館林邑楽郡医師会が群馬県の委託を受けまして、5月11日に館林地域外来検査センターを開設しており、かかりつけ医等の診断によりまして、検査の必要があると判断された方に対しては、検査が受けられるような体制を確保しております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

経済面に関してですが、産業観光課におきましては、町内の事業者の方や金融機関の方などから、支援金や制度融資等のご相談、それから問合せをいただいております。具体的には、ほかの市町ではこういう支援金があるけれども、千代田町では同じような支援金の制度はございますかといったことや、飲食店関係では、例年3月、4月、こちらの月にあるはずの宴席がなくなって、収入が落ち込んでいるため困っているなど、それから今はまだ大丈夫だけれども、この新型コロナウイルスの影響が長引くと資金繰りが心配なので、どこに相談に行けばよいかといった融資についての相談もございました。特に資金繰りに関しましては、4月以降、事業主の方や事業主から委任を受けた金融機関からの相談件数が増加しております。

新型コロナウイルスの影響により、売上高が著しく減少し、経営状況が急激に悪化している事業所が多く、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証や危機関連保証を受けるための相談が

主なものとなっております。そのほか国の持続化給付金や県の感染症対策事業継続支援金といった各種支援制度につきましても、必要書類や申請方法などについて、多数お問い合わせをいただいている状況です。相談に対しましては、できる限り迅速に、懇切丁寧な対応を取らせていただいております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。いろいろと丁寧に答弁していただきましてありがとうございます。坂部経済観光課長が、町独自の支援策のところ、利子を供給する施策があるのですけれども、それとセーフティーネット、大体セーフティーネットは別なのですけれども、もしお問い合わせがあったら、一遍こにさせていただけるといいかなと。そうすると、手間が省けて業者さんもいいかなと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいなと思います。そのほかにもいろいろ相談に乗っていただきまして、深く感謝をいたします。

さて、このコロナ禍、一番注意されてきたのが、他人と接触しないように外出を控えることでした。接触機会を控える中で、お年寄りや要支援者に対するデイサービスや安心ケアサービスなども縮小されたと思います。そこで、独居老人など要援護者へ、具体的にどのような支援をされたか。例えば先月受付が開始されました1人10万円給付の特別定額給付金についても、独居老人の方の中には、申請期限内までに手続が困難な方もいるのかなと思われまいます。それらを含めまして、要支援者に対して具体的にどういうことをしているかということ住民福祉課長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特に重症化しやすいと言われている高齢者に係る事業につきましては、現在延期ないし中止している状況でございます。また、毎年6月に民生委員さんのご協力の下実施しております、高齢者ひとり暮らし調査につきましても、県より今年度は中止するとの連絡が入っているところでございます。

長期間にわたる外出自粛に伴いまして、高齢者の孤立や体力の低下、生活不活発によるフレイル等の懸念がされております。このような状況の中、地域包括支援センターでは、ひとり暮らし高齢者を対象に、保健師、看護師、社会福祉士による家庭訪問を実施しております。一人一人の心身の状況や生活実態を把握し、介護予防に関する保健指導を行うとともに、適切な支援につなげております。そのほか、時期的に1人10万円給付となります特別定額給付金の申請の支援につきましても、同時に行わせていただいております。また、新型コロナウイルス感染症に関する町独自支援事業でもあります配食サービスの利用についても、事業の内容を説明するなどの支援を行わせている状況でございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。いろいろご支援を、家庭訪問も含めまして、していただいていることで、ありがとうございます。

今後、夏本番に向けまして、コロナ対応に加えまして、今日もちっと蒸し暑いのですけれども、熱中症対策も必要になってくると思われまます。これもひとり暮らしのお年寄りが中心になると思いますが、コロナ対策と熱中症対策は矛盾することが多くて、例えば今皆さんマスクをつけていますけれども、マスクは感染予防に必要なのだけれども、私もしゃべっていて息苦しいです。また、室内の換気が必要だけれども、冷房で温度を下げなければいけないなど、先ほどの話でもありましたけれども、対面機会が減っている中で、現在どのように見守り活動などの対策を考えているか、住民福祉課長にお聞きします。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

近年、全国的に熱中症による健康被害が数多く報告されております。本町におきましても、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、町民一人一人に対して、熱中症予防の普及啓発、注意喚起などの啓発活動を万全に期していきたくと考えております。また、新型コロナウイルスの出現に伴い、感染予防の3つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを徹底することや3密を避けるなどの新しい生活様式が求められております。このような新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントとしまして、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、適宜マスクを外すことやマスク着用中は負荷のかかる作業や運動を避けることなどが示されております。

そこで、町の広報紙、ホームページ、国発行のリーフレットなどを活用しながら、新型コロナウイルスへの感染症拡大の防止の観点に十分留意した熱中症予防対策について啓発活動を行ってまいります。特に一般的に言われていることですが、小まめな水分、塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症予防対策について、地域全体として取り組むことが重要であります。

例えば町内の医療機関、高齢者介護や障害者福祉のサービス事業者、社会福祉協議会や老人クラブ、各種公共施設、その他町内民間事業所などにも、可能な範囲で広く呼びかけていきたくと考えております。また、75歳以上のひとり暮らし高齢者や75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方を対象に、平成28年度から熱中症計貸与事業を行っております。気温、湿度を計測し、熱中症の危険度をアラーム等で知らせるもので、暑さを感じにくいと言われる高齢者にとって、熱中症予防の一助になっているものと考えております。

これから本格的な夏がやってまいります。これまで以上に、コロナ対策に加えて熱中症対策についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。いろいろ対策を考えていられるということで安心いたしました。

た。

次の質問に行きます。今回のコロナ対応で、役場職員の勤務体制にも随分影響があったと思います。本町では、時差出勤、分散勤務など現在しておられると思います。ほかの自治体では、在宅勤務を取り入れたところもあるようでございます。先ほどの茨城県境町では、また新聞記事の中でございますが、職員の出勤8割減を目標に、日々決裁書類を持ってこないで、町長が印鑑は金曜日にしか押さないというようにしたようです。

個人的には、この印鑑決裁も見直しが必要なのだろうなと感じているところでございますが、そこで今回の職場や勤務の在り方で今後に取り入れていくもの、例えば先ほど質問があったテレワークでしょうか。町を挙げてテレワークを推進していくということでございましたが、また見直していくもの、例えば先ほどの印鑑決裁などが当たりますでしょうか。そういったものがあつたのかを町長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 4月16日に特措法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことに伴いまして、本町においても職員の勤務体制の見直しを行い、3密を避ける対策を講じてきました。4月21日からは、2班体制での交代勤務と事務スペースを分けた分散勤務、そして時差出勤制度を活用した執務時間の変更を実施いたしました。5月4日に緊急事態宣言が延長されたことを受け、5月11日からは、3種類の勤務内容について更に見直しを行い、新たに一部在宅勤務の導入や週休日の振り替えを行い、出勤人数の一層の削減に努めてまいりました。

職員の健康管理を確保する一方で、窓口業務の停滞や住民福祉サービスの低下にならぬよう、本町に合った勤務体制を導入したわけでありましたが、係ごとの単位で実施可能な勤務体制を選択することで、一定の効果が得られたと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、テレワークを導入した企業や事業所も多かったように思いますが、通勤に公共交通を利用しない我々のような地方の自治体では、テレワークや時差出勤に都市部ほど効果は期待できないということが実感でありました。しかしながら、今後の感染状況次第では、第2波、第3波の襲来も想定していかなければなりません。自然災害以外でも職員が出勤困難になることが十分にあり得る状況でありますので、感染症対策の一環として、今回の経験や実績を基に、あらゆる勤務体制の方法を研究してまいりたいと考えます。

それと、先ほど決裁面における印、判この関係ですけれども、これは代筆はございませんでした。全部私が行ってまいりました。テレビでもご存じのように、日本の文化が判こ文化というのがありますので、それをまだ千代田町におかれましては、それを今現在は行ってまいります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。この後も取り入れるべきものは取り入れ、改善すべきところは改善して、職員にも町民にも最適な役場の運営をお願いしたいと思います。

先ほど町長が、在宅勤務をしたのですけれども、都市部ほどは効果がなかったのではないかなというお答えをいただいたので、次の質問がなかなか聞きづらいのですけれども、在宅勤務、この後第2波、第3波が来たときに、先ほどから話が出ておりますテレワークなのですけれども、そういった勤務体制をより一層進めていくとすればなののですけれども、パソコンなどネットワーク機器の投資が更にどうしても必要になってくるのかなと思うのですが、先ほどのお答え、都市部ほど効果がなかったというのも含めて、どのように投資効果というのでしょうか、を考えているのかを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 平成27年12月に、日本年金機構の個人情報流出の事案を受けまして、国において新たな自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化についての通知が発出され、町では国の平成27年度補正予算を受けまして、平成28年度事業として自治体情報システム強靱化対策事業を実施いたしました。役場で利用するシステムを、マイナンバー利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系の3つに分離し、3層の対策によるシステム運用を行っております。

マイナンバー利用事務系は、基幹系事務システムとも呼ばれておりまして、住民税、福祉、国保、介護など、マイナンバーをはじめとした福祉の個人情報を扱うシステムとなっております。

L G W A N接続系は、国や都道府県と市町村を専用回線で結ぶシステムとなっております。

インターネット接続系は、群馬県の自治体情報セキュリティクラウドを通じて、ホームページ閲覧や自治体以外とのメールの送受信を行うシステムとなっております。

現状では、それぞれのシステムについて、役場庁舎や出先機関以外からアクセスを行うことはできず、在宅勤務などの新しい勤務体制に対応するシステム環境にはございません。役場において扱う情報は、町民の皆様の個人情報が主であり、情報流出を徹底して防止する必要があることから、情報セキュリティが強化されておりますが、今後国において3層の対策の見直しが検討されていることから、その動向について注視していきながら、新たに勤務体制へ移行した場合には、柔軟に対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

現時点では、先ほど述べたように、情報の漏えい等を考えていきますと、そのような観点から、パソコンの持ち出しが今禁止されているのです。それを考えていきますと、先ほど述べたように、3層の対策、これを行ってからという状況になるかと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。もうコロナの前と全く同じ状態には戻れないと思います。国の補助金も活用しつつ、千代田町にとって最適な勤務体制の構築をお願いできればと思います。

続いて、教育委員会に質問したいと思います。まずは、今月から授業が再開する運びとなりまして、一安心しているところでございます。3月2日からの休校中に家庭学習において、具体的にどのような取組みをされたのかお聞きします。宿題が出されたようでございますが、その回収もなかなかできなかったという声も聞いております。人との接触が控えられている中なので、仕方がないことなのですけれども、こういう状況の下、家庭学習について、児童生徒への連絡やフォローをどうされたのかを教育長に聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 家庭学習への取組みについてという、その前に、今までの学校の取組みについてちょっと説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染症対策としまして、3月2日から春休み開始日までの期間で、全国一斉の小中学校休業が始まり、春休み終了後、4月7日に入学式、始業式を実施しました。しかしながら、国内の感染拡大、首都圏の感染のリスクの高まりなどを考慮し、再び4月13日から5月6日までの期間を臨時休校としていました。その後、緊急事態宣言の対象地域の全国拡大や県内の感染者拡大などの状況を踏まえ、さらに休業期間を5月30日まで延長しました。今般、群馬県が定めた独自指針に基づいて、分散登校という形ではありますが、6月1日より小中学校の再開に至っております。

このように、前年度に約1カ月間、新年度に入り約2カ月間という長きにわたる休業期間の影響により、授業時間の確保が問題となっております。授業時間数につきましては、国が定める学習指導要領にて標準授業時数が提示されておまして、年間35週で実施するよう計画されております。各学年における年間授業数は、小学校で1年生が850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、4年生から6年生までが1,015時間、中学校では全学年が1,015時間となっております。

現在6月1日より12日まで週3日登校を実施しております。その後、県内外の感染状況により判断しまして、15日より通常登校を実施したいと考えております。その後、授業時数を適切に確保するために、1学期を7月31日までとし、夏休みを7日短縮いたします。また、2学期の開始を予定より4日早め、8月24日とし、2学期の終了を1日延ばして12月25日としたいと思います。3学期につきましては、予定どおりとなります。このようにすることによって、例年と同様に、年間35週で実施する総授業時数の確保が可能となります。

次に、休業時間中の家庭学習の具体的な取組みでございますけれども、定期的に教科書に沿った学習プリント等の課題を配付し、児童生徒に取り組んでもらいました。また、学習内容によってNHK、Eテレの番組の視聴を課題に取り入れたり、家庭におけるインターネット環境の整備状況にもよりませんが、ドリル問題に取り組めるオンライン学習ソフト、eライブラリーを活用し、オンライン上での学習にも取り組んでまいりました。

また、課題を進めるに当たり、児童生徒からの質問を教師が電話で受け取るとともに、ビデオ会議

アプリ、ZOOMを活用し、児童生徒から教職員へオンラインで質問ができる質問タイムを実施し、児童生徒と教師との双方向のやり取りなどを行って、対策として行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 橋本議員に申し上げます。

間もなく残り時間がわずかですので、速やかにまとめに入ってください。

6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） まとめに入ります。まとめが、ちょっと質問に似たような形の要望に近くなってしまうのですけれども、教育長ご答弁ありがとうございました。

新聞報道、小学校6年生と中学校3年生を優先的に登校させる報道があります。この2学年は、予定の学習が終わらなかった場合、後に繰り越せないというのが理由だそうですが、私は中学校1年生にも配慮が必要ではないかと思っております。中学1年生は、俗に中1ギャップと呼ばれる、小学校から中学校へと環境が変わることで、ほかの学年に比べ最も不登校になりやすいとされております。また、3月から休校が始まったわけでございますので、3月の授業を受けておりません。このことは、後に繰り越すことができないと言われている現在小学6年生と一緒にいる状況で、既にもう繰り越してしまっているという現実があります。

恐らく授業は、中学校で帳尻を合わせるおつもりだとは思いますが、小学校が近くにあるもので、各教科ごとに東西小学校で進捗度合いが多分違うと思っておりますので、考えているよりは大変ではないかなと思っております。それなので、ぜひ中学校1年生に気を配っていただき、学校運営をぜひしていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時11分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 議席番号5番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私のほうからは外食産業の活性化についてという質問をさせていただきます。

今現在、先ほど来から、新型コロナウイルス感染症の関係でいろいろと質問等があります。私のほうからも、それに関連する部分も多少あるのかなという部分もあるのですが、その中で外食産業は非

常に苦しんでいて、とても大変な部分もあるのかなというふうに思います。人が外出する機会が激減しているという部分もあって、あとはいろいろな部分で考えていくと、非常に疲弊している部分というのがあるのかなと思います。

そんな中、町としては地域、町ごとに、とても外食産業というのは観光という部分でも肝になってくるのかなというふうに考えます。今後の町のグランドデザインを考えていく中で、商業、店舗、飲食業という部分は、インバウンドの観光の要素という部分でも考えていかなければいけないということで、今回質問をさせていただきたいと思います。

町の総合戦略の基本目標の一つである人の交流人口、関係人口という部分で、本町では特色のあるイベント等を行ってきた努力の結果で、基本目標の中には、平成31年度交流人口6万3,000人というふうに書かれていますが、実際のところ平成28年では7万7,300人、平成29年では7万4,000人と大きく目標数字を上回っている結果が出て、千代田町は町外へ知名度をアップするというところでPRができてきているのかな。そして、それが先ほどのふるさと納税にもつながっているのだというような形でお話がありましたけれども、非常にすばらしいことなのではないのかなというふうに感じております。

しかし、観光消費という部分の点からでは、単独の一過性というのですか、イベントという形がとても多く、町の事業所への経済効果という部分で考えると、若干薄い部分があるのではないのでしょうか。県の統計資料を、以前、ちょっとデータは古いのですがけれども、平成29年の調べを見させていただいたところ、千代田町の入り込み客の1人当たりの観光消費額というのがあって、234円ということが書かれている記事を見せていただきました。その中で、観光地でもあり宿泊施設が整っている草津町では、1人当たり1万622円という形で、大きく差が開いている部分も感じました。

さて、そこで千代田町としては、機構改革、この4月に行われたわけですが、産業観光課という形で生まれ変わりました。町として産業を、観光をという形で、活性化を盛り込んでいくという部分で強く印象づけられ、そういう部分を感じました。その中で、4月に、あいおいニッセイ同和損害保険さんとも地方創生に関わる包括連携提携等も結んだ記事も見させていただきました。その項目の中に、産業観光振興に関して相互に協力すると新聞にも書いてありました。

そこで、まず初めの質問ですが、機構改革により産業観光課に名称変更されましたが、産業と観光事業についてどのように推進していくのかをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 昨年観光係を設置いたしまして、今年度の機構改革によりまして、従来の経済課の名称を産業観光課に変更させていただきました。産業の分野では、町の主要産業である農業と商工業の成長と活性化に必要な支援を引き続き行うとともに、観光の分野においては、新たに観光資源の掘り起こしや整備、各種イベントの見直し、拡充など、これまで以上に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。また、農業、商工業、観光、それぞれの特徴を生かし、相乗効果の得ら

れる施策を展開するため、農協や商工会、民間企業や民間団体などと連携、協力いただきながら、特に民間の知恵を生かしながら、官民連携を進めていきたいと考えております。

次に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様との協定の件ですが、上毛新聞等の報道にもあったとおり、令和2年4月7日に地方創生に関する包括連携協定を締結させていただきました。協定に伴う連携事業としては、安全安心なまちづくり、防災・災害対策、産業観光振興など6項目であります。産業観光振興に関する事業では、企業を対象とした情報セキュリティーやサイバー攻撃などに関するセミナー及びコンサルタントなどの支援となっております。観光分野では、インバウンドに対応するための受入れ対応力向上やリスク対応セミナー、有償ではありますが、外国人観光客向けの観光避難マップの作成などのメニューを企業様からご提案をいただいております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。

J Aですとか商工会と、民間と連携していくという部分でご回答いただきまして、その商工会という部分のキーワードが出てきたのでという部分で、次の質問に移らせていただいて、町として産業観光課、先ほど商工会とも連携を図りながら、産業観光の事業推進していくというようなことで、その中で商工会の役割ということについて、どのように考えているかお聞きしたいと思います。私が思う商工会という部分に関しては、私も商工会員であり、日頃より経営の向上など、いろんな部分で相談に乗っていただけるという機関であって、とてもお世話になっている部分というのがありますが、その辺、町長としてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 商工会等の役割ということですが、本町では、商工業の活性化や観光による交流人口や関係人口増加のための事業を年間を通して実施しております。これらの事業の実施に当たっては、町が主体となって取り組み、商工会に協力をいただきながら実施している状況であります。郡内においては、地域産業の活性化や消費拡大を目的に、商工会が主体となって、企業情報交換会やイベント等を行っている事例があります。本町の商工会では、観光研究委員会において、観光資源の掘り起こしや観光事業の実施などについて検討を行っているところだと思います。

今後商工会が主催者となり、スピード感を持って、地域産業の活性化につながる様々な取組みやイベント等が実施されることを期待しております。

なお、一昨年、行政と農協さんと商工会で、初めての試みでありましたが、意見交換会を行っております。このテーマにおかれましては、その一つに観光についてということもございました。私どもから提案をさせていただきまして、これから行政と商工会と農協が三位一体となって、町の観光の掘り起こしもやっっていこうではないかということをおっしゃっていただきました。

しかしながら、今現在は、農協さんのほうからも、何の観光についてのお話もございません。私は結果を求めるタイプですので、このような中、ご時世ですので、今回のコロナウイルスに関しても、私は時間があるときに、各事業者さんに、どうしました、大丈夫ですかと、足を運べないところは電話をしたりして、全部で30近くの事業者さんのほうに声をかけさせていただきました。もちろん商工会も、そのようなことを当然のことながら足を運びながらやっていることだと私は考えております。3月20日現在、商工会さんのほうも42事業者さんから相談があったと伺っております。

そのようなことを考えながら、このご時世ですから、これは私の考えですけれども、時間があるときは、特に商工会、頼りになる商工会ですから、商工会事務局自ら足を運んで、コロナの関係をはじめ皆さん、先ほどの質問にもあったように、大変な時期ですから、商工会のほうに、頼りになる商工会ですから、足を運びながら一声かけていただければ、私は幸いに思っています。それが私どもの行政と商工会の役目とも考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

また、その中で連携をこれからは、相談に乗りながら、今現在も、これからは、それ以上に連携を取っていければと、こう考えております。また、議員のほうも、商工会に加入している方も大変いると思います。ぜひ私が先ほど言ったようなことを、商工会から提案していただきたいと、これは私からのお願いでもあります。この世の中で大変な状況でありますので、頼りになる商工会ということで、ぜひ議員の皆さんからも、商工会の会員に特になつていらっしゃる方、皆さんもバッジもつけておりますので、ぜひそこは圧力でなくて、商工会のほうにもぜひそういうお話をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。商工会の役割としては、地域の中小企業、小規模事業者を育成して、しっかり支援していくというのが本来の業務であって、役割ということで、やはり今コロナの中で大変な経営者の方もたくさんいるかと思っておりますので、しっかりとその辺の経営の立て直しや向上に資するために積極的に、私としても、中小企業支援を商工会としてしっかりと取り組んでいくということが商工会の役割であって、とても重要なのではないのかなというふうに考えております。その辺の部分をしっかりと、町と商工会とが連携をこれからはしていただければというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。よく町長からもお話があります、都市計画道路赤岩新福寺線、そして延伸道路という形で、千代田町のまちづくりには欠かせないということでこの道路は今進んでいるわけですが、そういった部分で東西の軸になる道路になるのかなというふうに考えます。工事のほうも日々進んでおまして、赤岩地内の部分に関しては、工事のほうも終わって、あとは舞木地内のほうの部分で工事が完成していくと大分明るくなっていくのかなというふうに考えます。その開通後、さらに延伸工事が終わらないと、交通量自体は変わらないのかなという部分もあるのですが、これは延伸工事まで終わると、明和町の川俣駅まで一本でつながれる道路ということで、

非常に便利なアクセス道として町内以外の方が利用されるのかと思います。

そういった中で、道ができることによって、人の流れ、物の流れというのが大きく変わるのではないかなというふうに考えます。そこで、開通後の都市計画道路赤岩新福寺線と延伸道路、町道27号線の交通量がどのように増えていくのかという部分、また今現在ある足利赤岩線、県道37号線の交通量はどのように減少していくのか、変化していくのかという部分を町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸道路は、本町のまちづくりに欠かすことのできない道路であります。近隣市町を結ぶ町の東西交通軸として、非常に重要な広域幹線道路であります。また、町道27号線、通称広域農道ですが、都市計画道路赤岩新福寺線の延伸路線と接続すると、本町はもとより大泉から明和町の川俣駅までの利便性が格段に向上いたします。相乗効果による地域経済の活性化が図れるとともに、利根川新橋の受け皿としての機能も期待されると考えております。

そのため広域幹線道路が開通しますと、車の流れが大きく変化し、本町に流入してくる大型車両を含めた交通量の増加が予想されます。現在と比較いたしまして交通量は間違いなく増加すると考えますが、具体的な交通量に関しては、開通してみないと分からないというのが正直なところであります。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、人、車、物の流れが大きく変化することは確実であると考えております。本町の周辺には、国道354号線や122号線の複数の県道、そして町道による道路網が構築されております。目的地に応じたルート選択が可能であります。もちろん都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸路線の供用が開始されますと、新たなルートが加わりますので、目的地へのアクセス道路として利便性が向上し、多くの方に利用していただけると確信しております。

なお、足利赤岩線については、南北の交通軸となりますので、現在と比較して、さほど交通量に変化はないものと予想しております。

なお、昨日、今明和さんと経済連携も組んでおるのですが、その中で工業団地も今造成しております。この路線とはまた違う路線なのですけれども、その中で開発の許可の関係で、道路は9メートル道路とか、今そこにあるのは17メートル道路なのですけれども、都市計画道路のほう、17メートル道路ですよ。なのですけれども、その9メートル道路に、そこに歩道を設置しなくてはいけないのかというのが今の開発上にあるのですが、それを明和さんはじめ我々もそれに賛同いたしまして、9メートル道路でも、そこに歩道を設置しなくてもいいような形を、これからはそういうこともいろんな各自治体が相談をしていきながら、もちろんそこに人が通らない場所というのが分かれば、その50メートル以内に2つも歩道は要らないわけですから、そのようなことも提案をしていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。

足利赤岩線に関しては、それほどの影響はないのではないかなというような部分でご回答いただいて、ただ千代田町の観光の中心という部分で考えますと、昔を遡ると、赤岩の商店街ということで、古くは高瀬舟が往来している時代、50軒以上商店があったのかなという部分で、現在では本当に5店舗程度ぐらいにしかなくなってしまったのかなという部分。町で発行している「味ミシュラン千代田3」というグルメのガイドブック等を見ても、県内40店舗ぐらいあるのかなと思います。その中の赤岩周辺の飲食店というのが、やはり店舗数で言うと、今の中で言っても多いのかなというふうに思います。

そういった部分で、道路が変わって、人の流れ、物の流れが変わるということで、先ほどから話をさせていただいておりますが、都市計画道路等が開通した後、いろんな部分で、昔からの利根川という部分に関して、先ほどから話している町の中心の観光という部分が変わってくるのかなという部分で、今後そういった部分の観光という部分の活性化について、どのようなサポートをしていくのかという部分で、町としては考えているのかという部分で町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、町の活性化という部分です。赤岩新福寺線及び延伸道路沿線の西部地区においては、県道赤岩線から区画整理地内において市街化区域となっております。沿線の大半は、第1種低層住宅専用地域、第1種中高層住宅専用地域に面しております。また、延伸道路の先におかれましては、東部地区においては、萱野信号交差点南側から明和町にかけて市街化区域であり、近隣商業地域、工業専用地域の用途指定がされております。近隣商業地域については、1万平方メートルを超える店舗の建築も可能であります。それ以外の沿線については、市街化調整区域として開発を抑制すべき地域であります。農業振興地域内農用地として、農業用の利用を確保すべき土地となっております。沿線での店舗開設となりますと、既存の市街化地域以外においては、新たに市街化区域の編入に伴う農振除外などの協議が県や国と必要となります。

先ほど議員のほうから赤岩商店街の話がなされましたが、私も何度か埼玉の川越に、もう40年前から足を運んでおります。定期的にです。あそこがたしか30年前は、観光という、今はすごい人が、コロナの関係もありますけれども、ほぼいない状況でした。よくあそこの方に聞いてみますと、商工会がやはり中心になったのだと。そこに連携をとって市のほうが、まさしく国に訴えて、それを活性化につなげていったのだということでもあります。

私も思うのですが、今回の赤岩商店街の件、先輩方からいろんなお話を伺っております。もう随分前から伺っております。あその活性化につなげるためには、都市計画道路から延伸道路をずっと開

通させた中、最後には赤岩商店街、その後に赤岩商店街の商店を何とかしたいなという思いもあります。商工会にも何十回もお話はしております。そうだなと、いいことだと言うのですけれども、一歩が踏み出せないでいるのです。そういった部分では、商工会と連携を取りながら、今まで以上に連携を取りながら、本気でやれば何でもできるわけですから、その辺を、あそこの商店街の赤岩商店街、これも含めて活性化につなげていければと思っております。口では何とでも言えますけれども、それをやるには相当の努力も必要ですから、皆さんもぜひ協力していただければと、こう考えております。

しかしながら、開発をするに当たりまして、ここは館林都市圏というエリアに属しております。1市4町で、大規模開発におかれましては、1市4町のエリアで都市計画や町の承認も受ける必要があります。現在においては、本町も総合計画も作成中であります。この辺を踏まえて、そこの議員の述べられたような都市計画道路の沿線沿い、西側のことも含めてだと思っておりますけれども、その辺もこの館林邑楽都市圏という部分で、そこも我々の総合計画にも盛り込みながら、将来を見据えたランドデザインの中にそれも盛り込んでいければと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。

次の質問の部分で、赤岩周辺の部分、川越だとか、そういった先進地の事例等の話もあったのですが、次の質問として、私の部分で、先ほどの赤岩周辺という部分の活性化というのが本当に重要なのではないかなという部分も感じます。そんな部分で、商工会としてしっかりとサポートしていくという部分も必要なのかな。

そんな中で、何かイベントですとか、あとは先ほど森議員からもありましたが、空き家等を活性化していくというのも一つの手なのかな。赤岩渡船を拠点として、赤岩周辺で散策をして食事をして、一日をゆったりと過ごすというような部分で考えていくというのも一ついい案なのかなというふうに思いますが、そういった部分、産業観光課、新しくなって、これからしっかりと今後の活性化をしっかりとサポート、支援をしていく必要があるのかなというふうに考えますが、どのように考えているかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町の活性化や支援策であります。本町では町内のまず飲食店を支援していくグルメガイドを作成しました。近隣の主要な施設等に配布しPRを行っております。今後も定期的な改訂を行うとともに、今回新型コロナウイルス感染症による支援策として実施した、SNSによる飲食店応援事業と並行して、町内飲食店のPR活動を継続していく予定であります。

また、商工会では、小規模事業者が自ら行う販路開拓等の取組みに活用できる小規模事業者持続化補助金の申請支援を行っております。対象となる費用については、事業者が販路拡大のために行う広告やホームページの作成、店舗の改装、商品開発などの費用等も該当となります。販路拡大のための

費用負担も軽減できるとともに、新たに集客による店舗の経営改善や活性化にもつながりますので、ご活用いただければと考えております。

町として、既存事業以外で飲食店等の活性化にもつながるような支援策については、他町の事例を参考に検討を行っておりますが、地元商店と密接に関係のある商工会において、町内飲食店の活性化のために支援事業の提案があった場合には、全面的に協力をさせていただきたいと、こう考えております。

先ほども議員さんのほうから、インバウンドという言葉が出ましたけれども、国のほうとか観光地で言っているインバウンドにおかれましては、今はコロナの関係で非常に、外国人が99.9%減になっているという状況だと思います。そう考えていきますと、まずはここは、インバウンドも重要ですが、当面は国内でまず内需拡大ということが重要なと考えております。それには、我々も行政側としましても、先日10万円頂いた、国のほうから頂いたこの資金をもとに、皆さんもできる限りこれを、内需拡大という部分で、そろそろその資金を活用しながら使っていただきたいと、こう考えております。

そんな中、インバウンド政策は当面活性化につながりませんので、できれば内需拡大、皆さんで応援をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。内需拡大だと。外国の方等の来日というのが、現状観光という部分で大きく変わってきているのかな。私としても、新しい生活様式の中の観光というのは、本当は今までとは全く違う部分になっていくのかなと。人が3密という部分があるので、そういった部分を避けるという部分も、大きく変わってくる中の一つなのかな。例えば川と緑がある千代田町は、一日ゆったりと過ごしていける地域という部分もあるので、その辺を活性化していけると非常にいいのかなというふうに考えます。

私のほうから最後の質問に移らせていただきます。先ほども内需拡大だという形で、私も本当にそのとおりだと思います。この質問を考えている中で、本当に新型コロナということ、世界中がパンデミックというか、そういう部分になって、私としてこの質問を考えている中でいろいろ考えたのですが、やはり新型コロナの関係がしっかりと収束していかないことには、町としても観光という部分でも変わっていかないかなという部分があります。人が外出する機会が激減して、飲食業界という部分は非常に疲弊しています。いろんな部分で、まずはこの新型コロナに打ちかたないと、店も続けられないしという部分で非常に逼迫している、現状厳しいのかなというふうに感じます。千代田町の魅力アップにつなげるという部分でも、やはり町内の飲食店さんがあって、千代田に美味しい店があるのだよというような部分でしっかりとアピールしていくという部分も必要なのかな。

そういった中で、今回町の独自の支援策、11項目の中で、スタンプラリーの事業があったりとか、

幾つか飲食店さんに対してもバックアップをしているという部分は、本当にありがたいなというふう
に感じております。ただ、町のイベント等もなくなってきていて、町の飲食店業者等に関しても、ま
だまだ厳しい部分というのが続いていくのかなというふうを考えておりますが、そういった中で、第
2、第3ではないですけれども、新たな支援策、サポートについて、どのように考えているか町長に
お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 飲食店の今後の支援策ということですが、先ほど申し触れましたが、
本町では新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛が続く中、宴会のキャンセルや来店者の減
少により影響が出ている町内飲食店を支援するために、飲食店応援プロジェクト、これは商工会とは
別に、町独自で、ホームページやSNSを活用しながら、町内飲食店の出前やテイクアウト情報を紹
介する「ちよだおなかスイッター」を立ち上げました。現在16店舗について掲載をいたしまして、紹
介させていただいております。

5月25日に非常事態宣言が全面解除となり、群馬県においても警戒レベルが引下げられたことに伴
いまして、今後店内で食事をされる方も徐々に増えてくるものと思います。このような状況の中、今
まで以上に町内の飲食店を積極的に利用していただくために、飲食店応援プロジェクトの第2弾とし
て、町内の飲食店を回る、先ほど議員が述べられたように、スタンプラリーを実施する予定でおりま
す。内容については、テイクアウトや出前に限らず、店内で食事をされた場合でも対象としておりま
す。飲食店を利用するたびに、お店でスタンプを押してもらい、スタンプが3つたまったら、割引券
として使用できるような内容であります。現在事務を進めております。今後参加していただける飲食
店の募集を行う予定であります。スタンプラリーをきっかけに、今まで以上に町内の飲食店を利用
していただけるようになればよいと考えております。

行政内でもテイクアウトを活用いたしまして、町内のお店の活性化につながるよう支援をして
おります。皆さんにおかれましても、先ほど述べたように、できればテイクアウトを活用しながら、出
前等取っていただきながら、さらにはまた足を運んで、そろそろ食事をしていただきながら、活性化
につなげていければよろしいかなと、こう考えております。

生活スタイルがかなりもう変わってきておりますので、皆さんもご存じのようになります。私は思うの
ですけれども、このコロナの状況を踏まえていきますと、私もゴルフをやるのですけれども、ゴルフ
をやると、大体7分、8分でスタートしていくわけです。それを考えていきますと、なかなかこの時
代に、できれば10分、20分の間隔を置きながらスタートできるような、そのような生活スタイルです。
言葉はちょっと整わないのですけれども、そのような、先ほど議員が述べたような、ゆっくり暮らす
というのが一つのキーポイントかなと思います。7分で、はい、スタートというのでなくて、特に東
京方面に住んでいる方は、千代田に来て、利根川を見てゆったり過ごしていただいて、更には飲食も

やっただきながら、そのような生活を送っていただければ、千代田の魅力も発信できていけるかなと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 酒巻議員に申し上げます。

間もなく残り時間がわずかとなりますので、速やかにまとめに入ってください。

5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。本当に新型コロナの対策というのは一過性のもので終わってしまったら、ちょっと飲食店さんにとってはまだまだ厳しい部分があるのかなという部分で、ある程度長期的な部分でしっかりと、先ほど「おなかスイッター」というような、SNSを使ったサポートだとか商工会がチラシを発行したりとか、いろんな部分で、いろんな観点からバックアップをしていただければなというふうに思います。

先人からしっかり受け継がれてきた千代田町ですから、これからも町民の方が安全で安心して暮らせるまちづくりにしっかりと取り組んでいく必要があるのかなと。「人にやさしい千代田町」として、本当に先ほどからコロナ禍、コロナの中で新生活、生活様式が変わっていくという部分で、ゆったりという部分が千代田町はあるのかなと思います。安全で安心な、ゆったり過ごせる千代田町として、これは定住・移住という部分にもつながっていくのかなというふうにも考えております。人口減少や急速に進む少子高齢化等の対策にもつながっていくのかなというふうにも考えておりますので、これからは人と人、人と地域が、地域と町で、しっかりとワンチームで新型コロナウイルスに打ちかかっていきたいと思います。一日も早い事態の沈静化を、皆様の安全を心よりお祈り申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、小林議員の登壇を許可いたします。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 議席番号11番、小林正明です。議長の許可を得まして、これより一般質問に入らせていただきます。

2つございます。まず、1つ目です。大雨洪水被害への対応についてお尋ねいたします。2つ目は、洪水発生時の避難駐車スペース確保の考え方についてお尋ねしたいと思います。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨や台風などの発生頻度、大雨による降水量の増大が予測されており、施設能力をはるかに上回るなど、豪雨時の自然現象による水害が各地で頻発に発生するなどの状況でございます。

我が千代田町だけでなく、全国的に見て極めて大規模な水害が発生する懸念が高まっている状況でございます。特に平成27年9月、関東・東北豪雨災害が発生。鬼怒川の堤防決壊では、氾濫流が決壊点から10キロ以上の市街地を流れ下り、常総市役所を含む地域の大半が浸水された状況でありました。

テレビ映像あるいはマスコミの映像等でさんざんたくさんの映像を見ることになりました。

また、昨今では、昨年台風15号においては、千葉県におきましては大規模な被害、そしてその後の台風19号においては、千代田町においても想定外の被害が発生することとなってしまいました。つきましては、以下のように質問させていただきます。

大雨洪水被害の対応についてお尋ねいたします。1つ目です。避難情報と行動についてお尋ねいたします。なかなか難しいところでもあるのですが、次のことを質問させていただきます。避難勧告と避難指示発令のタイミングについてお尋ねいたします。防災気象情報、警戒レベル、そして避難情報等の必要な行動などの伝達であります。町としての考え方といいますか、タイミングについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、今年度より、今年の台風も踏まえた中、危機管理室を設置し、対応しているところであります。

平成31年4月より、避難準備、高齢者等の避難開始、避難勧告、避難指示という形から、警戒レベルというものに周知の方法が変更されました。これは、国で行われる中央防災会議で、平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改定され、避難情報と防災気象情報を5段階に整理した警戒レベルとして表示する方法が導入されたものであります。

警戒レベルとは、災害の危険度に応じた5段階での周知方法ですが、警戒レベル1、警戒レベル2については、気象庁が発表する早期注意報や洪水大雨注意報などによる災害への心構えや避難行動を確認していただくものであります。警戒レベル3以上については、町から発令することとなりますが、警戒レベル3では、避難準備、高齢者等の避難開始と同じ意味合いとなります。警戒レベル4では、避難勧告、避難指示を兼ねた、全員が避難するという意味合いとなります。警戒レベル5については、大雨特別警報が発令されたときに、または既に災害が発生している状態となります。

千代田町の避難勧告、避難指示と同じ意味合いとなる警戒レベル4の発令の判断準備としては、利根川の八斗島水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達、水位が4.8メートルに達した時点となります。

なお、令和元年東日本台風のとおり、台風19号の際には、国から水位上昇の見込み情報が届けられました。その情報を基に、住民へ早め、早めの情報発信を行い、被害が最小限となるよう最大限の対応に努めてまいりました。今後も利根川のほか町内の中小河川の水位状況も見ながら柔軟に判断する必要があるものと考えております。

また、発令の方法ですが、今年の台風19号におかれましても、総務課の担当が千代田町はいち早く発令をさせていただきました。それを参考に他町の方々も、担当の方も、町のほうに連絡をいただきまして、どのようにやったらいいでしょうかとかと相談も受けた経緯もあります。いち早く町のほうからは、発出させていただきました。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

そこで、それに関連している質問になるのですが、勧告と指示が警戒レベルで4としてあります。災害時においては、市区町村長がまず勧告を出し、さらに危険度が高い場合は指示を出すことが災害対策基本で定められているとあります。昨年19号等のときに、なかなかもう状況が厳しいときでした。特に外での雨量あるいは風等でなかなか防災無線が聞けなかった。

今度は、先ほど町長は非常にうれしい回答をしていただきましたが、総務課危機管理室で風水害の避難についてということで、自らの命は自ら守る意識を持ち、適切な避難行動を取りましよう、全戸配布のチラシを見させていただいています。まさしくこれは、自分の命は自分で救いなさいと、自助しなさいと、まずはです。公助だけではないですよということをよく意味として捉えておると思います。

それで、再度お尋ねしますが、勧告、指示、同じ4ですが、これについて何か少し説明をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今まで私も、防災におかれましては講演会、講師のお話を何度か伺っております。その中で、以前にも述べたと思うのですが、印象に残っているのが、東大の片田教授の言葉なのです。片田教授が、自分の命は自分で守るのですよということを常に言っています。あの方は、国のほうの防災会議の中心人物であります。何度も国の災害が起こるたびに呼ばれていて、いろいろ検証するわけです。検証した中で、検証のあれが全部違ってくるのです、起きた場所、起きた日にちとか、そういうことをいろいろ勘案した中で。そうしますと、全部答えが違ってくるわけです。そこで、やはり片田教授がおっしゃったのは、自分の命は自分で守るのだということを常に言っておりました。なるほどなど。

特に台風におかれましては、事前に来るのが、今の時代ですから、情報で分かりますから、その事前で分かるわけですから、万が一利根川が洪水で氾濫したことを想定した場合は、これから危機管理室を中心に、前お約束したように、ここがもし氾濫した場合は、どこまで水位が来ますよというのが全部で30か所近く町内に貼るようになっております。今月中ぐらいには貼る状況になっておりますので、それを参考にしていただきながら、何が何でも、うちは避難所に行かなくてもいいよという状況の場合、ふだん家族で話し合いながら、近所の方も含めて、親戚も含めて話し合いながら、2階で避難をしていれば安全だという方におかれましては、避難所に行かなくても、2階で避難をしていただいてもよろしいのかなと、こう考えております。

さらには、先ほど議員が述べたように、聞こえないと。これは、今の状況だと確かに町の防災無線

では聞こえない。これは当然なのです。台風の風、雨が、風雨がかなりひどいですから、まず閉めっ放しですとまず聞こえないです。ですから、聞こえる努力をしていただきたいと、まずは。

そのほかに、我々行政側としても聞こえるような何かを考えていく必要があるかなと。そこで、先日ちょっと相談があったのですけれども、まずこれからお知らせをして試しにやってみようということは、まずはサイレンを鳴らすことです。サイレンが鳴ったときには、台風のときに、サイレンが鳴ったときには避難してくれよという状況を作っていきたいなと、こう考えております。自治体によっては、家庭の中に、ラジオ形式の防災の無線を設置してある自治体もあります。今千代田町は全町にわたり防災があるのですけれども、ふだんでも聞けないですけれども、それをサイレンでお知らせしていこうというようなことも今考えております。

更には、洪水だけでなく、地震のときは、先ほど述べたように、利根川河川敷、2,000台の車が止められますから、洪水のときはもちろん閉鎖します。ですから、そんなような状況も作っていききたいと。

また、昨年度も災害対策会議を開き、ずっと開いてきているのですけれども、昨年から。また近いうち、台風シーズンの前に、我々もそれを開催しながらやっていきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。先ほど私がちょっと申し上げようかと思って落としてしまったのですが、今町長の答弁にもございましたが、情報を早く町民が知る努力をしなくてはいけないなと私は思っています。私自身もそうであります。

それで、町としても、危機管理室のこのチラシ等にも書いてございますが、確かに豪雨というか、風雨が強くなってきたときには、締め切った室内においては、なかなか災害情報、警戒情報等が聞こえにくい。それなので、今回は、今度は、警戒レベル4、全員避難になった場合は、地域でサイレンのみを鳴らしますと。私はこれを見たとき、おう、これはすばらしいなと。要は人間はなかなか自分の、後で申し上げますけれども、自己判断で動く性格がありますので、これは周知することによって、サイレンが鳴ったときは、ともかくもう最大の危機が来たのだと、そういう認識をつけることが大事かなと思います。

そして、こういった警戒レベル情報、それから雨量、川の氾濫、洪水情報、場合によっては土砂災害等については、今スマートフォンをたくさん持っている方がいらっしゃると思いますが、そこで必ず防災アプリを活用していただいて、自らが情報を把握すると。町からの一方的な情報だけではなくて、こういったものを利用して、自分の家族で話合中の危機管理を高めていただきたいと思います。

今後町からの何がしかの情報発信のときに、災害情報に関する発信のときに、防災アプリを活用していただきたいと。理由はこうですよということで、ぜひ入れていただきたいなと思いますが、そんな考えがあるかお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 防災アプリですけれども、そういう考えはあります。ただし、それを活用できる方はいっぱいおるのです。ただし、二人暮らしのお年寄りとか、そういう方のことも行政はやはり考えていくということを考えるのです。そうしますと、やはりそのアプリとか、そういうのは若い方たちを中心には非常に有効だと考えております。その若い方たちが、余裕があるわけですから、体力的に余裕があるわけですから、日頃から近所のお年寄り、ひとり暮らし、二人暮らしだなというのを把握しておいて、それをやはり万が一そういうとがあった場合は、声をかけて一緒に避難していただくと、こういうことが大切かなと、こう考えています。ぜひそういうことを我々行政としては自主防災組織等々を活用しながら、そのようなことを促していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。続きましての質問であります。広域避難場所に対する考え方についてお尋ねいたします。

先ほど茨城県の境町の例の話も質問の中にございましたが、自治体の境界を越えた避難で、大規模水害などの被害範囲が大きい場合に実施するというのを聞いております。なかなか言葉で言うのは簡単なことなのですけれども、ではそれをどうやっていくのか。まず、提携先の自治体の了解を得ることがあります。そして、移動方法です。スター交通さんの協力をいただくということ为先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、全くそのとおりだと思います。民間で協力いただける会社あるいは組織に対しては、お願いすることは非常にすばらしいことと思っています。

そういったことで、広域避難場所の今後の考え方というか対応について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 広域避難という観点からお話しさせていただきます。

災害時の避難場所については、災害が発生または発生のおそれのある場合に、その危機から逃れるための場所です。現在町では、地震発生時における避難場所及び洪水発生時における避難場所の2種類の災害を想定しております。災害場所を2種類で位置づけております。また、本町では利根川に面しているといった地形上の側面もあり、質問の広域避難場所についても考慮していく必要があると考えております。

その一つとして、平成31年2月に締結いたしました、災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定及び同年3月にも災害時における利根川両岸1市2町相互応援に関する協定を結んでおります。これによりまして、埼玉県側の行田市、羽生市、加須市及び熊谷市と群馬県側の板倉町、明和町及び大泉町の4市3町と災害協定を結ばせていただきました。これにより、利根川のどちらかの堤防が決壊した場合でも広域の避難ができるようになっております。また、広域避難場所への町民の

輸送手段として、先ほど議員が述べたように、スター交通様と災害時における民間救急サービス利用に関する協定を結んでおります。今後も町民の輸送手段について、新たな協定も行っていきたいと考えております。

更に、町内企業においても、令和元年東日本台風、19号の際に、避難場所として提供いただきましたジョイフル本田千代田店様をはじめサントリービール利根川ビール工場様及び北海製罐千代田工場様にも避難場所として指定させていただいております。このほか、ほか自治体の広域避難として、令和元年東日本台風、19号の際には、館林市が市内4か所の学校で開設いたしまして、広域避難場所として町民を受け入れていただいたほかに、大泉町等からも本町に避難されてきた方も確認されております。今後も近隣市町をはじめ更なる連携体制を取る中で、避難所の確保を図ってまいりたいと考えております。

先ほど述べたように、日頃家族で話し合いながら、地震と洪水を想定した中で、これから町内へ洪水時の水位の目安となるテーピング等を30か所余り貼らせていただきますので、そういうことを目安にした中で参考にさせていただければと思います。万が一に備えた、自分の身は自分自ら守る行動として、各自で町外で身を寄せられる親戚や知人、友人宅などを最低1か所は想定していただきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。まさしく避難するに当たっては、その前に考えることがありますということですね。

避難先は広域避難だけではないですが、その中には公的なところもたくさんあるわけですが、安全であれば親戚であったり知人宅だっていいわけです。いわゆる自主避難というのは、そういうことでやればいいのかとも思います。

そして、広域避難の場合は、これは先ほど申し上げたことでもありますが、了解できる自治体、そして受入れしてくれる条件等がありますので、非常に手間と、場合によっては費用がかかることかと思えますけれども、住民の安全を守るということ言えば、選択肢の大きい一つであるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。洪水ハザードマップの活用と推奨についてお尋ねしたいと思います。町においても災害マップ、そして地震等、そして水害のハザードマップができております。こういったものをしっかりと町民に見ていただける、理解していただける、そういった啓蒙というかPR活動も大事かと思えます。そうすることによって、日頃より災害時の取るべき行動、準備、避難方法などを家族でよく確認していただくきっかけになります。避難に役立てるべく町民の皆様に周知していただく考えについてお尋ねいたします。

それからもう一つ、それに関連しているのですが、子供の避難です、避難ルート、潜む危険箇所の

チェック等も含めて。また、子供たちにもそういった啓蒙をしなくてはいけないかと思えますけれども、併せてその辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、ハザードマップの件ですが、平成30年の3月末に、区長さんを通じて千代田町防災マップという形で全戸配布させていただきました。内容については、警報、避難情報などの基本的な情報、更には洪水のほか地震、火災などの各種災害への対応方法、家族への防災対策及び応急手当て、家族の情報や避難場所などが掲載されております。

この防災マップの中に、洪水時に関するハザードマップも載っているわけですが、2種類の洪水を想定しており、利根川及び渡良瀬川の決壊時に、1,000年に1度の確率で発生する大雨の降水量を基に作成した最大被害区域想定図と、1%の確率で発生する大雨を想定した計画規模浸水区域想定図があります。国土交通省が発表した内容にのっとり作成したものであります。

この洪水ハザードマップは、洪水による浸水想定区域と想定の高さ、避難場所などを図面に示したものであります。平時から、自宅は浸水想定区域内にあるのか、近くの避難所はどこになるのか、避難所へはどのように行けば安全なのかなど、ハザードマップを活用して学習していただくことは、町民一人一人の避難行動計画づくりに大いに役立つものであります。防災意識の向上につながるものと考えております。

このことから、町といたしましては、自主防災組織発足時等の講演会などにも、自分の地域の実情を知っていただく上でも有効なことから、防災資料として活用しております。また、この洪水ハザードマップの町内最大被害区域想定図及び利根川洪水想定区域図の浸水継続時間を記載した図面を拡大印刷し、6月中に、区長さんを通して公民館、集会所等に掲示を依頼する予定であります。このほか現在準備中ですが、まるごとまちごとハザードマップという取組みを行っております。これらハザードマップの情報を基に、最大浸水深を電柱などに表示することにより、日常の中でも防災意識の向上を図り、災害時においても、適切な避難の判断、行動が促進されることが期待されます。

更に、30年8月のケーブルテレビのみどりちゃんチャンネルでも避難情報について周知を図りましたが、今年度もみどりちゃんチャンネルの7月に、改めて避難情報を含むハザードマップの活用方法について周知を図る予定であります。日頃から防災意識を持って備えていただけるよう、今後も周知を図ってまいりたいと考えます。

先ほど議員が述べたように、子供さんたちの防災に関してということですが、これにおかれましては、まず小学生、未就学児も含めてですが、小学生のうちから、これは避難の訓練、更には地震、洪水も含めた中で、防災教育を徹底していく必要があるかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。洪水対策だけではないのですが、こういった自然災害に対する対応というのは、限りなく考えれば出てくることかと思えますし、またどこまでできるか、常にその格闘かと思えます。そして、今回は、今回というか今現在は、台風の心配もさることながら、新型コロナウイルスのいわゆる防止対策も併せて考えなくてはいけない。とんでもないような危機感を持っていらっしゃる人が多くなったと思えます。

昨年の台風19号は100年に1度の大雨を県内にもたらしましたということではありますが、今町長の答弁の中には、1,000年に1度、そこまで考えていますよと、頼もしい答弁が聞かれました。全くそのように考えます。

そして、子供については、子供に危機管理を教えること、経験する、勉強することによって、家族が、子供のことを親が、大人が聞くようなことになるかと思えますので、これも併せて継続というか、やっていただければと思っております。

それでは、時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。洪水発生時の避難駐車スペース確保の考え方についてお尋ねいたします。今ジョイフル本田さん、そしてサントリーさん等々の民間会社の協力もあって、避難先の確保、大きい意味の避難先の確保もされました。しかしながら、そこに移動するまでの危険性です。昨年の台風19号においては、佐野市周辺では、やはり大変な水害に見舞われました。秋山川の決壊であります。それで、映像、ほかの情報で、マスコミ情報で見られたり、聞いたり、読んだりしたとおりであります。多数の住宅といたしますか、市街地が水没化して、車に関しては何台の車が被害に遭ったのか分からないぐらいの映像を見せていただきました。

そういったことで、話を少し戻しますと、町内で標高の高い箇所に避難駐車できるスペースが必要ではないのかなと考えているわけであります。台風19号による住宅敷地、床下、床上、車両あるいは工場、作業所などの浸水被害が発生してしまいました。もちろんこれは、先ほど申し上げたように、100年に1遍の水害ということでもありますので、不可抗力のところはあるのは否めません。

防災気象情報、警戒レベル情報などを事前に把握し、事前に、安全に車ごと避難可能な駐車スペースの確保が必要であると考えます。そして、平常時においては、例えばグラウンドゴルフ場として利用できるなど、それらのことを考えると、最低限トイレと給水所、いわゆる水飲みスペースの設備があれば、仮に水害避難のときの駐車スペースと考えた場合、車中泊を考えたときに、一晩であればそこで過ごすことはできるのではないのかなと思えます。町長の考え方、もしあれば答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町内では新福寺から赤岩11区の後天神地区にかけてですが、比較的標高が高い地域であります。町内を含め、堤防の決壊する場所にもよりますが、上流で利根川が決壊すると、町内の大部分が浸水する可能性があります。町での洪水時の避難所については、公共施設を中心に13か

所を指定しておりますが、これらの施設のみでは、町民全員の方に避難していただくことができない状態です。また、現在新型コロナウイルスによる感染対策も、同時進行で対策していかなければならず、避難所へ収容できる人数は更に限られる状況にあります。

このような中、令和元年東日本台風、台風19号の経験からも、避難するに当たり、車内での避難も有効であると感じております。避難駐車できるスペースがあることは有効な手段と考えております。しかし、標高の高いこの地域においては、保安林及び一帯が埋蔵文化財の包蔵地が多く、広範囲での整備は厳しい状況にあります。町の指定避難所として、この地域にはサントリービール利根川ビール工場様があります。また、その北にはくらかけ公園もあり、多くの車が避難できますが、それでも駐車スペースが厳しくなってきたときには、この周辺の町道の片車線を封鎖し、避難駐車スペースとすることも考えられます。しかし、何よりも大切なことは、風水害は前もって分かる災害ですので、先ほどもお話ししましたが、早めに親戚、知人、友人宅等に各自が身を寄せられる場所を確保していただき、難を逃れることが一番だと考えております。

一方、地震による災害の場合については、先ほども述べたように、向こうの河川敷約2,000台の駐車スペースがございいますので、あそこを開放しながら活用していただきたいと、こう考えております。限られた避難所の有効活用のために、早めに親戚、友人、知人宅等に各自が身を寄せる場所を最低1か所確保していただくとともに、避難駐車場の活用についても今後周知してまいりたいと考えております。

先ほどの答弁の中にも、ちょっとお話を私のほうからしたと思うのですが、自分でハザードマップも含めて、さらにはどこまで水位が来るだろうと。それは決壊する場所も含めてですが、その中で、もし自分の家が2階に達しない程度の場所であれば、2階に避難していただくのも一つの手段かなと、こう考えております。それは、決壊する場所にもよりますが、そのようなことも踏まえた中で、日頃よりそれを我々は肝に銘じてやっていく必要があるのかなと、こう考えております。

我々行政も、今年の19号を踏まえて、全員フル動員で対応させていただきました。その中で、行政も限界があることにも気がついております。今年の議会でも、災害対策会議を立ち上げたと伺っております。自分の身は自分で守ることが前提ですが、日頃より議員の皆様におかれましても、周りに声をかけていただきながら、議員という立場でも行っていただきたいと。行政と連携もお願いいたします。行政と議会、町民、避難におかれましても、三位一体となってやっていく必要があるのかなと、こう考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 小林議員に申し上げます。

間もなく残り時間がわずかとなりますので、速やかにまとめに入ってください。

○11番（小林正明君） まとめに入ります。ありがとうございました。

おっしゃるとおり、自主避難するためのことをしっかり家族内で、ハザードマップ等々情報を得ながらやっていただくのが、最大の防御というか、策だと思います。そして、家によっては、垂直避難

が一番安全なことも当然考えられるわけであります。

さて、まとめに入らせていただきますが、昨年10月の台風19号、令和元年東日本台風との名称になりました。100年に1度の大雨を県内にもたらした災害が発生した次第であります。台風や大雨の洪水被害から、また新型コロナウイルス対策等で住民の安全を守るべく、日々ご努力されている関係の皆様には深く感謝申し上げる次第であります。

先般町より全戸配布されました危機管理室よりの情報、資料、これもまさしく自らの命は自らが守る、そのことに尽きるかと思えます。よく周知をさせていただきたいと、個人的には強く思った次第です。

洪水から避難行動については、住民のハザード認識、避難勧告と避難場所と避難所の違い、全員避難の意味など十分に意識されていない、認識されていない状況を改善するとともに、高齢者等の避難や広域避難を円滑に行う仕組みなどについて、今後とも検討が必要であることと考えます。

予期しない事態に直面、対峙したときに、人間はあり得ないという先入観や偏見が働き、物事を正常の範囲内と認識する、これを正常性バイアスと言いますが、災害時の避難行動を遅らせる原因になります。それは、私自身も台風19号で自分自身が体験しました。

荒川周辺自治体の事例ですが、「自治体のアナウンスで河川が氾濫する危険性が高まっている。そして、避難準備から避難勧告になった。幸い荒川の河川は氾濫せずに事なきを得たが、防災のハードルは自分の中にある。最悪事態への想像力の欠如を実感した」とその記者のレポートにはございました。同感する次第です。

今後地球温暖化の影響もあり、台風は勢いを増します。ハードだけでなく、治水対策では被害を食い止められない。敷地内の浸水から短時間で水が床下、床上まで来たといった被害者の貴重な話も伺いました。今後ソフト対策、ハード対策に生かせるよう、私たちも再度強く認識することが重要であることと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で11番、小林議員の一般質問を終わります。

お昼になります。午後1時から一般質問となりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさ

せていただきたいと思います。

またこの場に立つことができましたことに対しまして、身の引き締まる思いでありますとともに、執行部の皆様には4年間よろしくお願い申し上げます。

最初に、令和2年3月発行の千代田町第2期子ども・子育て支援事業計画なる冊子を頂きました。これですけれども、千代田町子ども・子育て会議の委員さんや子育て世代の保護者の方々にアンケートにご協力いただき、様々な傾向や要望、抱える不安などがその結果として確認できたわけでありますが、その結果などから、私なりに傾向と疑問点を質問していきたいと思いますので、よろしく願いします。

まず、4ページの世帯類型別構成割合の推移というものがあり、これを見ると、平成22年から27年の5年間で、6歳未満世帯員ありも、18歳未満世帯員ありも核家族化が進んでいることが分かります。つまり6歳未満世帯員ありの平成22年の両親と子供世帯の割合、つまり核家族の割合が66.1%が、平成27年では73%、18歳未満世帯員ありの平成22年の両親と子供世帯の割合は57.3%が、平成27年には64%へと拡大しています。これは、さきの一般質問でも申し上げましたが、本町は人口が減っているのに世帯数は増加している。一つは、他の自治体から引っ越してきた核家族世帯もあると思いますが、親元には住まないでアパートを借りたり、独立して別の場所に住居を構えているからと推測されます。雑駁に申し上げますと、核家族3に対して、3世代家族の割合というのが1ということになりますが、そのことを最初にお含みおきいただきたいと思います。

そこで、母子保健事業についてお尋ねしますが、母子保健コーディネーターの配置によると、この冊子には書いてありますけれども、どのような資格を持った方が何人いるのか、健康子ども課長に答弁をお願いします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

現在国では、近年地域のつながりが大変希薄化等をしておりまして、妊産婦等が孤立し、不安を大変抱えやすくなっている事情がございます。そのようなことから、妊娠、出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援策の強化が重要な課題とされてございます。本町では、昨年平成31年4月に、邑楽郡内の中でも先駆けて、いち早く千代田町子育て世代包括支援センターのほうを立ち上げてスタートしております。こちらのセンターのほうについては、母子保健コーディネーター、保健師1名を専任を配置させていただきまして、妊産婦等への一体的な支援といたしまして、妊婦の心身の状況や出産、育児に関する不安や悩み、それから家族サポート体制の確認、さらには必要に応じて支援プランやサポートプランなどの策定を行っております。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 再度確認しますけれども、1名ということではよろしいのでしょうか、母子コーディネーター数が。ちなみに隣の明和町さんでは、そのような、明和町さんでは多分母子保健コー

ディネーターとは言っていないのだと思いますが、本庁舎に3人、出先に2人、5名配置されているということをちょっと私は聞いてまいりましたが、再度確認しますが、本町においては1名ということとで間違いはないでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

千代田町の母子保健コーディネーターという形で、県のほうに提出というか報告をさせていただいて、正式なこちらの子育て世代包括支援センターの補助金等をいただいている関係で、専任1名という形で設置の届出をさせていただいております。実際には、保健センターの保健師が4名おりますので、各種事業に当たっては、それぞれ連携を図りながら、1人の人が母子保健コーディネーターでその人だけというのではなく、連携を図りながら全体の母子保健事業のほうは進めております。

また、明和との比較で人数等が比較がございますが、それぞれ町の政策事情で、子育ての小さいお子さんだけでなく、そういったお年寄りの施設等、明和町さんはまた千代田と施設の配置事情なども異なっておりますので、そういった観点から、保健師等の数も必ずしもイコールではないという形でご理解いただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 1名ということなのですけれども、次に、最近では盛んに産後ケアというのがあちこちで耳にするようになりました。10ページの妊産婦訪問では、平成30年度では延べ70件、令和元年度では延べ74件とあります。年度で言うと4月に始まり3月に終わるといふことにくくりつけがなりますけれども、6ページの本町の出生数では、平成30年では62人とあります。この妊産婦訪問は、1人につき最低1回は訪問し、必要があれば1人につき数回訪問したから延べ人数が多いのか、あるいは要望があった妊産婦の方へ複数回訪問しているのか、あるいは行政から見て訪問が必要と認められた場合に複数回訪問しているか、だからこういう数字になっているのか、その辺詳しくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

妊産婦の訪問事業でございますが、こちらについては、母子健康手帳の交付時、妊娠の届出のときに、面接などを通して、支援を必要としているハイリスク妊婦の方を的確に把握させていただきまして、必要な方に対してきめ細やかな個別の支援を行っていくことが重要であると保健センターのほうも考えております。

妊婦に対しましては、まず妊娠34週頃に、全員の方に電話や訪問などを行うことで、体調確認や出産の準備の状況、悩みや疑問、そういったことがいろいろないかなどのお話をさせていただいてございます。特に訪問指導や注意が必要な方については、その後の対応をきめ細かく行い、妊婦の方への思いに寄り添いながら、主体的な妊娠、出産、子育てへとつなげていけるように丁寧な指導を行って

いるところでございます。

また、産後の訪問では、出生届が提出されますと、心身の状況や育児状況の確認のために、早期に電話連絡を取らせていただきまして、その後の訪問を実施することで、実情を把握し、必要な支援につなげているところでございます。

妊産婦訪問の意義でございますけれども、直接ご自宅を訪問することで、妊婦やあるいは産婦の方のありのままの生活の実態状況を把握することができます。そういった状況に基づきまして、指導、助言を保健師、母子保健コーディネーターが行うことができます。また、妊産婦の様子や家庭状況から、育児不安や虐待リスク、問題点などをアセスメントいたしまして、妊娠期から支援を開始することで妊婦が安心して出産、育児に臨むための準備ができるものと考えております。

なお、本町の将来像を語る上で、人口減少対策の一環といたしまして、妊産婦への各種支援策は重要であると認識しておりますので、特に一人一人に丁寧に、寄り添って対応していけるように、母子保健コーディネーター、専任の保健師の今後は増員、その辺も今後検討しながら、視野に入れながら、訪問指導や相談事業など様々な事業を拡充してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ただいまの答弁で、ハイリスクの妊産婦とありましたが、ハイリスクというのはどのようなことなのか、またどなたがハイリスクと判断するのか。それと、今コロナで接触がというご時世であります、コロナがなかったという前提で聞きますけれども、先ほど出たコーディネーター1人とありましたけれども、その人が1人で全部訪問されているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

初めに、ハイリスクという形でございますけれども、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、それぞれ妊娠、出産、子育ての各過程において、それぞれ保健師あるいは子育て支援係のほうでいろいろ接触していく中で、この方は子育てに対して大分不安があるのではないかと、あるいは家庭状況としてパートナー、俗に夫のほうの支援が受けられているのかどうか、あるいは経済的な状況がどうであるとか、そういったものを母子健康手帳を申請に来られるときに、いろいろアンケートがございますので、そういったものから、いろいろ母子保健コーディネーターのほうで聞き取りを行って、この妊婦の方は問題がないのか、今後適正な出産から子育てまで対応できるのかと、そういったものを的確に把握を行いまして、必要に応じて関係機関等と相談しながら妊婦への丁寧な支援を行ってございます。

また、訪問のほうでございまして、現在年間で約五、六十名の子供が出生という形になってございます。1人の保健師、母子保健コーディネーターが全てを回ると、やはりちょっと無理

なところもありますので、現状では2人の保健師、母子保健コーディネーターが、西部地区と東部地区という形で2か所に分かれて訪問を実施し、また訪問が終わった後には、必ず記録、情報共有、そういったものを行いながら、一人一人の出産、子育て環境に把握を行いながら、そういったリスクのある方の状況把握に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） よく分かりました。

次に、11ページの乳幼児健診の実施状況についてお尋ねします。4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診の受診率というものが載っていますが、これは100%ではないのですよね。私は、100%ではないことが恐ろしく感じます。親からしたら、自分の子供がちゃんと育っているのか、誰でも不安だと思います。それは健診に連れてこない親というのが存在するわけです。つまり健診を忘れたのか、健診に来られない事情があるのか、あるいは病院等で健診を別に受けているのか。

そこで、健康子ども課長にお尋ねしますが、健診に来なかった母子に対してどのようなフォローを行っておりますか、お尋ねします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

本町では、乳幼児健診といたしまして、母子保健法に基づく法定の1歳6か月児健診と3歳児健診に加えて、4か月児健診、10か月児健診、2歳児健診も行っております。乳幼児健診の目的でございますが、乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見、早期治療につながる重要な乳幼児の成長、発達、栄養状況、先天性疾患を含む病気の有無、予防接種の時期や種類の確認など、何らかの問題が見つかった場合には、すぐ適切な対応を取れるように行うための重要な健診であると位置づけてございます。

健診受診率が議員のご指摘のように100%でない事情の背景には、様々な要因があると推察することができますけれども、親の健診に対する意識が低い場合、更には仕事などを行っていることから、休みが取りづらい場合、もちろんうっかり忘れてしまったことなどもあるかと思っておりますけれども、そのほかに、特に第2子あるいは第3子の子供の健診等を行う場合には、特にご両親等が感覚的に健診に慣れて、子育ても慣れて、健診のほうも大体様子が分かる状況から、各自自身で健診の重要度を自己判断をして、それぞれすみ分けをご自身の中で行って、そういったものもあるかと思っております。もちろん大きく養育力に欠けているような方もいらっしゃるのが……そういったケースもございます。

また、乳幼児健診に関してでございますけれども、健診を子供に受けさせていない家庭、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高い傾向にございます。健診未受診の家庭を把握することで、要支援家庭の必要な支援につなげる端緒となりますので、また更には児童虐待の防止にもつながることから、

乳幼児健診の未受診家庭を把握した際には、同じ健康子ども課の子育て支援係のほうと情報を連携しながら、児童虐待等の可能性も含めて、保健と福祉の連携を図りながら、子供の安全確認を実施しております。

今後とも乳幼児健診につきましては、子供の健康状態の把握や育児の全般の相談ができるなど重要な機会であることを広く周知するため、積極的に受診勧奨でお電話やお手紙等で受診勧奨を行っていきながら、できれば新たな千代田町として健診率100%を目指して頑張っていきたいと思っております。

なお、再三の受診勧奨にも応じていただけない、どうしてもやむを得ず健診にお越しいただけない、そういった場合には、町の母子保健コーディネーター、保健師が、体重計などを携帯しまして、対象の世帯へ家庭訪問を実施させていただきまして、体重測定や発達状況の確認などをするほか、家庭環境の状況の把握などにも努めているところでございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほどご答弁ありましたけれども、合理的事情で健診に来られなかったのならまだよいのですが、これが産後鬱とかの事情で、先ほど課長がおっしゃったように、虐待があったりする場合というのは、やはり自分の子供を他人に見せないようにするという傾向があると思います。そういうサインを見逃すと取り返しのつかない事態へと発展する場合がありますけれども、訪問すると。全部ちゃんと訪問できているのかということと、あと本町において、その虐待の事案が発生したことがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

個別のそういったハイリスク等の、そういった家庭あるいは健診に来ていただけない家庭への訪問という形でございますが、今ところ、そういった必要性のある方については、お電話なりをさせていただいて、訪問ができておりますので、全く会えないとかというような状況ございません。

それから、虐待事案という形で、よく新聞報道、県内でも高崎やあるいは近隣のところでも、そういった乳幼児の虐待というのは大分話題になってございますけれども、本町においては、同時に乳幼児の関係については、現在重大な事案に至るような虐待というのはございませんでした。しかしながら地域の方あるいは関係の社会福祉協議会だったり、こども園だったり、そういうところから、あるいは同じアパートに住んでいる方、隣近所の方、そういう方から情報提供やお電話があったときには、そちらの子育て支援係の虐待担当がございまして、そういった担当者が東部児童相談所と連携をしながら、必要に応じて東部児相のほうと一緒に訪問などをして、まずは現地確認というのを速やかに実施をして、的確に現実実態把握に努めているところでございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 今までのマスコミ等の報道を見ていると、やはり児童相談所にも言ったに

も関わらず、見過ごして、助かるべき命が亡くなったというのを、ただ見ているのです。まして小さな子供だったり、本当に私も子供を持つ親として、胸が痛みます。そういうとがないように、ぜひ留意していただきたいなと思います。

次の質問なのですけれども、幼児歯科についてお尋ねします。受診率なのですが、令和元年度では76.5%でしたが、過去5年間で子供の歯の受診率というのが70%から75%の間で推移しています。乳歯は虫歯になっても、永久歯ではないから大丈夫だという保護者の間で甘えがあるのか、その辺分かりませんが、この数字が低い見解と、受診率をアップさせるにはどのようにしたらよいか健康子ども課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（君柿沼英己） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

本町では、乳幼児歯科健診については、法定健診として1歳6か月児健診及び3歳児健診の際に、医師、歯科医師、歯科衛生士など対応することから、毎年法定健診については90%を超える高い歯科健診の受診率となっておりまして、これは全国的な傾向と同様な状況となっております。

一方で、町単独として行っている歯科健診としては、1歳3か月児、それから2歳3か月児、それから2歳6か月児、2歳9か月児、5歳児ときめ細かく健診機会を設定しております。歯科診察や歯科衛生士による個別歯科指導がございまして、希望者にはフッ素塗布も行っております。

しかしながら、法定健診時に比べて受診率が70%であり、大きな町の単独健診では隔たりもある、ご指摘のとおりとなっております。これは法定健診、歯科健診も含む法定健診でございまして、そちらの健診や単独の歯科健診の実施のタイミングとして、成長過程に応じた健診時期の間隔が短い場合などもございまして、特に第2子や第3子などの乳幼児を抱える保護者は、育児経験もあることから、各年齢ごとの健診の重要度も独自に判断をされるなど、歯科健診自体に関して、一部の保護者の方については余り重要視をされていないことも要因の一つと考えてございます。

しかしながら、議員が申されたとおり、歯科健診は重要な健診でありますので、例えば既に1歳6か月児の歯科健診の際に、虫歯が多発している子供や1歳6か月児の歯科健診では、齲蝕有病者率もそれほど高くなかったけれども、3歳児の歯科健診の際には、急に齲蝕有病者率が高くなっているのも事実でございます。小まめに受診されている保護者は比較的意識の高い方が多く、疾病を予防するという観点からは、受診をされていない比較的意識の低い保護者の方の対応が今後の大きな課題でございますので、引き続き受診勧奨で電話や通知等を行いまして、歯科健診の重要性を伝えてまいりたいと思います。

なお、こども園のほうにつきましても、嘱託歯科医によります歯科健診を実施しておりまして、保健センターと連携を図りながら乳幼児の歯科健診の充実に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） やはり親が子供の仕上げ磨きをしているかどうかという項目もあったと思いますが、それを親が小まめに見ていないと、あつという間に、気づいたときには虫歯があるというのが子供の特徴ですので、やはりその辺は、2人目、3人目になると親が慣れっこになっているというご答弁もありましたけれども、その辺もやっぱり小さいうちから虫歯のない健康な歯でいるということは、大人になってからも大事ですので、その辺もまめに指導していただきたいなと、このように思います。

次に、私が一番問題となっている、57ページの妊娠中の妊婦の喫煙率と育児期間中の両親の喫煙率、妊娠中の妊婦の飲酒率についてお尋ねします。妊娠中の妊婦の喫煙率というのは、その統計によりますと4.3%であります。100人子供がいれば、4人ちょっとのお母さんが、妊婦なのにたばこを吸っているということになりますけれども、育児期間中の両親の喫煙率では、父親がおおむね30から35%、母親では、4か月児健診では2.9%が、1歳6か月児健診では、多分子供が大きくなって安心するのかわかりませんが、9.4%に跳ね上がります。私はふだん余りお酒を飲まないのですが、お酒のコマーシャルや酒の容器にも、妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児、乳児の発育に悪影響を与えるおそれがありますとちゃんと書いてあります。

そのような中、妊娠中にたばこを吸ったりお酒を飲んだり、私からすれば、本当に親になる覚悟があるのかどうかと言いたいのですけれども、そのような方に対してどのような指導を行っているのか、あるいは行っていくおつもりか健康子ども課長にお尋ねします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

本町の母子保健の指標では、妊娠中の妊婦の飲酒率が、平成30年度実績で2.9%となっており、国が母子の健康水準のための運動として、健やか親子21第2次計画を策定しておりますが、この中の目標値はゼロという形になっております。

本町での取組みについては、主に母子健康手帳の交付時に、妊娠届出書及びアンケートの記載内容をもとに、妊産婦の喫煙や飲酒状況の把握を行っております。妊産婦の喫煙や飲酒の防止対策は、子育て環境を整える上で極めて重要でありますことから、助言が必要な方に対しては、面接などの際に、妊娠、授乳中の喫煙や飲酒に係る胎児や乳児の発達及び母乳分泌などに大きな悪影響を与えてしまう危険性を説明しております。また、妊産婦自身は、喫煙していなくても、家族や職場などの生活環境の中で受動喫煙の被害を受ける場合も多く、生活環境の整備にも注視していく必要があるものと考えております。

なお、毎年5月31日は、世界保健機構WHOの禁煙デーとなっております。日本国内ではこの世界禁煙デーから始まる1週間、5月31日から6月6日を禁煙週間と定めて全国的な取組みを進めております。現在今まさにその期間中という形になっております。また、今年度の禁煙週間については、改正健康増進法の改正がございまして、本町でも町民の方に、禁煙及び受動喫煙の防止について、引

き続き普及啓発活動のほうを実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 悪いことを悪いと分かっていてやっているのか、その辺がちょっと分からないですけども、ぜひ妊娠中というのはもってのほかですから、酒、たばこをやめていただくようにご指導いただければと思います。

最後に、21ページの問い36とあるのですけれども、これからも千代田町で子育てをしていきたいかという問いに対して、約60%の保護者の方が千代田町で子育てをしていきたいとご回答なさっています。20%ちょっとの保護者の方が、当分の間は千代田町で子育てをしていきたいと回答しております。残りの約10%の保護者が、できれば他のところで子育てをしていきたいとありました。

次のページに進みますと、問い39になって、問い37と問い38の結果というのは冊子には載っていないのですけれども、なぜできれば他のところで子育てをしたいのかというアンケートまで踏み込んでお聞きになっているのか、健康子ども課長にお尋ねします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えします。

今回の計画策定に当たりましては、子育てに関するアンケートとして、これからも千代田町で子育てをしていきたいと思うかという設問に対しまして、就学前児童の世帯、こちらに関してでございますが、ずっと千代田町で子育てをしたいが61%、当分の間は千代田町で子育てをしたいが24.3%として、合計で85.3%という形になっております。

大谷議員のご質問のとおり、できればほかのところ、町外で子育てをしていきたいというのが10.8%、1割となっておりますので、この内容を見ますと、全回答者数が259名中で28人の方がそのように回答しております。また、その回答者のうち数年以内に町外に転居予定がある方が11人、更にそのうち転居予定の平均年が2.7年以内というような形になってございました。

この結果を分析しますと、就学前の子供がいる世帯ですので、具体的な要因の一つとしては、本町では待機児童ゼロ対策を推進しておりますので、こども園、保育園になりますけれども、入園を希望する世帯の方については、入所条件を満たせば待機をすることなく、全ての方が希望どおりに入園することができますので、そうした地域の福祉的な特性も踏まえて、町外から町内の新たなアパート等に転入されてこられる若い世代の方もあるものと受け止めております。しかしながら、こういった子供が小さいうちは本町で生活をされて、小学校の入学時に合わせて、実家やそれ以外の町外のほうへ転出されていく世帯も傾向として見受けられます。

今回千代田町第2期の子ども・子育て支援事業計画、併せて母子保健事業計画を策定いたしまして、今年4月から5年間の計画期間を定めて、各種対策に取り組んでおりますけれども、本町では引き続き安心して子供を産み育てられるような、子供たちが健やかに成長できるように、地域全体で様々な子ども・子育て支援事業計画を推進し、全ての子育て世代の方が、ずっと千代田町で住みたい、ず

っと住み続けていきたいと感じられるように、そういった世帯の方が100%となるように、町も様々な努力を取り組んでまいりたいと考えております。

本町の本計画の基本理念の中には、「子供と子育てを地域で育む千代田町」としておりますので、ぜひとも大谷議員も地域の一員という形で、身近な実践活動を通して、町の子育て支援活動に力強いご支援、ご協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 大谷議員に申し上げます。

間もなく残り時間がわずかとなりますので、速やかにまとめに入ってください。

大谷議員。

○7番（大谷純一君） 力強いかどうかはいずれにしても、頑張りたいと思います。

まとめに入りますけれども、最初に私が核家族化していることを含みおきくださいと申し上げましたが、女性に限っては、町内や近隣からお嫁に来たのだったら、慣れ親しんだそばだということで、安心もあろうかと思うのですが、離れたところから来ますと、友達もいないとか、ましてや夫の親も近くにいない。あるいは夫もサラリーマンで夜遅くまで帰ってこないとか、いろいろな事情があります。つまり近くに頼れる人がいないということになります。そのような方ほど妊娠鬱、産後鬱になりやすいのではないかと思います。

13ページの日常的に祖父母等の親族に子供を見てもらえると回答した方は、50%しかいません。緊急時のみ祖父母等の親族に子供を見てもらえると回答した方は約40%です。つまり半数の親は親族に見てもらえないということになります。でも、その結果から、教育長の今までおっしゃってきました、小学校低学年では子供を一人で置けないという事情から、児童館や児童センターに預けたいというニーズがそこから生まれてくると思います。本町では、こども園をはじめ様々な数え切れない事業や支援を行っています。冊子を見ると、見たとおりに申し分ないと思います。ですから、事件、事故を起こさないためにも、小さな穴を早期に発見してフォローしていただきたいと思います。

また、様々な数え切れない支援があるにもかかわらず、よく分からないと思っている妊婦さんも多いのではないかと思います。その点は、分かりやすいように、こういう支援があるのだよ、こういう預かって見られるところがあるのだよというのを、やはり懇切丁寧にというか分かりやすく、健康子ども課さんには、そのような妊産婦の方にこれからも支援していただいて、産みやすい、育てやすい千代田町を目指していただきたいなど、このように思います。

あと、コーディネーターの件も、増員できるようにであれば増員していただいて、きめ細やかな対応をしていただきたいなど、このように思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大澤議員の登壇を許可いたします。

4番、大澤議員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、大澤です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、高橋町長、2期目の当選誠におめでとうございます。町民の皆様、1期4年の実績とまちづくりに対する情熱を理解いただいた結果が、今回の無投票だったのかなというふうにも感じております。ただ、本町においても、まだまだ課題は山積しております。町広報4月号にも町長のご挨拶がありました。台風19号の管理体制の強化、また新規工業団地、都市計画道路の延伸のほか、これまで以上に町の発信力を高め、人口減少対策にも取り組んでいくと書いてございました。今はこれに加えて、新型コロナウイルス対策というのも重要になってくるのかなというふうに思いますが、何でこんな話をしているかという、町長はよくおっしゃられております。今日午前中もおっしゃられておりますが、スピード感を持ってやっていただきたい。この4年間もスピード感を持ってやっていただければなというふうに思います。

少しお話が脱線しましたが、本題に戻りまして、G I G Aスクール構想についてご質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大の影響により休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育などの実施を加速していく必要があります。

先般閣議決定されました令和2年補正予算案においては、1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備等G I G Aスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現することを目的として、総額約2,292億円が計上されたところであります。

群馬県におきましても、上毛新聞の5月28日でしたか、1面に、本年度中のパソコン1人1台整備の意向を示す市町村ということで、29の自治体の名前が載っておりました。実は本町の名前もあったわけでございます。私が提出したのが5月21日で、5月28日の上毛新聞ということで、意向を示す事態ということで本町もあったわけですが、これはG I G Aスクール構想実現に向けて本町も取り組んでいくという認識でよろしいのかどうか、教育長のご答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

本年度から小学校で新学習指導要領が導入されておりますが、この要領の実施を見据えまして、平成30年度に、国において、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画で策定されました。この計画は、小中学校において、学習者用の端末を3クラスに1クラス分、また授業を担当する教員用の端末を1人1台整備するというものでございました。

この計画と同時並行で実施する形で打ち出されましたのが、昨年12月に発表されましたG I G Aス

クール構想でございまして、具体的には、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させるという構想でございました。

この構想は、当初、先ほどICT環境整備5か年計画と併せて、全体としては令和5年度までに1人1台の端末整備を図るというものでございましたが、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う学校の臨時休業の長期化への対応等を踏まえ、国では本年4月、当初の計画を大幅に前倒しして、本年度中に1人1台端末整備を目指す方針が打ち出されたところでございます。

ご質問のGIGAスクール構想の実現に向けた本町のICT環境整備に当たりましては、関連する国庫補助事業が活用できるほか、計画を前倒しして本年度中に取り組む場合は、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の充当も可能となることから、国や県の動向なども踏まえながら、早急に1人1台端末整備といったICT環境の整備に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 当初令和5年をめどとしていたネットワーク端末の整備、またパソコン、またタブレットということだったわけなのですけれども、新型コロナウイルスにより前倒しをして、今年度中の端末の配備をするということのご答弁をいただいたというふうに思います。役場職員の皆様、また教職員の皆様にも大変ご負担のかかることと思います。しかしながら、児童生徒は約3か月の休校により、教育への遅れが出ていることも事実なのかなというふうに思っております。

もちろん最近ではオンライン授業などということがもてはやされているところでございますが、パソコンやタブレットを1人1台支給すれば、全てが解決するというふうには思っておりませんし、解決もしないというふうに思います。ただ、少しでも児童生徒の不安を払拭する一助になればいいのかなというふうにも思っております。ぜひとも早期の導入の実現に向けて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしながら、現状の整備状況と今後このGIGAスクールの実現に向けて、どのような計画で進めていく予定なのかをお聞きしていきたいと思っております。

群馬県の小中学校におけるパソコン、タブレットの整備率、文科省昨年の集計によりますと5.9人に1台で、全国39番目だそうであります。ちなみに全国平均は5.4人に1台の整備状況だそうであります。本町でもパソコンやタブレットを使ったICT教育、既に行われておりますが、児童生徒が使用するパソコン、タブレットの整備状況と今後1人1台端末のGIGAスクール構想をどのような計画で進めていく予定なのか教育長にお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） タブレット等の整備状況と今後の計画ということでよろしいでしょうか。質問にお答えいたします。

現在町内小中学校における児童生徒用のパソコン、タブレットの整備状況でございますが、パソコンにつきましては、各小中学校のコンピューター室に児童生徒用のノートパソコンをそれぞれ40台ずつ、3校の合計で120台を設置しております、児童生徒7人に1台の整備状況となっております。また、タブレットにつきましては、各小中学校で段階的に導入してきました。現在東小学校で23台、西小学校で25台、中学校で13台、計61台が設置されております。主に教員が授業で活用しているという状況でございます。

今後の計画でございますが、児童生徒へ1人1台人数分の端末の整備を行うほか、教師用の端末の整備、学習用ソフトウェアの導入、無線LANを含む校内ネットワークの整備、充電保管庫の整備など、様々な対応が必要となっております。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、国の財政支援も最大限に活用できることから、1人1台端末の環境整備を実現するため、町の財政状況も勘案しながら、早急かつ積極的に整備を進めてまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。千代田はパソコンが7人に1台ということで、全国平均が5.4、群馬県が5.9ということで、なかなかまだ普及していないということがわかりました。

ただ、1人1台端末に向けて整備をしていくのだということのご答弁もいただきましたので、ぜひともやっていただきたいというふうに思うわけですが、現状も小中学校全てにLANの整備がされているのかなというふうに思いますが、それについては、新しく1人1台になっていくと大容量、高速ということになるかと思いますが、現状整備されているネットワークは使えるのか、使えないのかということについてはいかがですか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

今のところ私がつかんでいる情報によりますと、現在のネットワークの状況だと、各クラスに全部入っていないということで、3クラスのうちに1クラス分、それで学校全体で一斉に作動させるとちょっと心配だというような話も聞いておるところです。もちろんGIGAスクール構想の大容量の情報のやり取りをするためには、無線LANの整備は今後また必要になってくるだろうというふうに見積もっているところでございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。多分そうなのでしょう。今まで使っていたのは、大容量、高速ということになっていくと、使えなくなるというところで、また一から整備をし直さなければいけないのだろうと思っております。ぜひともまずはネットワークの環境の整備をしないと、ノートパソコンなりタブレットは、1人1台支給されたところで、まともに使えないというような状況

になるのだろうというふうに思いますので、一日も早く整備に向けて動いていただきたいなというふうに思います。

次に、児童生徒1人1台の端末と学校の高速、大容量の通信ネットワーク環境整備をすることは、手段でありまして、目的ではありません。それらをいかに効果的に使い、児童生徒の学びを豊かにしていくかが大切になるのだと思います。

経済開発協力機構OECDが実施した2018年度の調査であります。生徒の学習到達度調査というものの中で、日本の授業におけるICT利用時間は、残念ながら最下位だったというような情報もあります。ハード面が整備されても、それが有効に使われなければ意味がなく、指導する先生も、ICTを活用して指導する力を高めていかなければならないのだろうと思います。

そこで、先生のICT分野における指導力向上に向けて、今後どんな取組みをされていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ハード面だけではなくて、ソフト面において教師の指導力の向上を進めていくためにどのように考えているかということでお答えいたします。

ICT環境整備を進める上で、ハード面の整備に加えて必要なことは、教職員のICT活用における指導力の向上でございます。議員のおっしゃるとおりだと思っております。ICT機器の使用法や授業での活用方法等の研修を実施する必要があります。町教育委員会では、本年度の町教職員研修において、小中学校全教職員に対して、ICT機器の使用についての研修を実施する予定でございます。加えて、各校の校内研修でも実施していきたいと考えております。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大人数での研修会を開催することが困難な場合は、各校にて必要な研修を実施していきたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。町内の研修会、また校内での研修会を行っていくというようなご答弁をいただいたわけですが、これについては、今後GIGAスクール構想を進めていくに当たり、学校ごとにICTの研修をどのようにやっていくかなどという年間スケジュールみたいなのは既に考えているのですか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

具体的にまだ出来上がっていませんけれども、プログラミング等の研修が入ってきておりますので、それらに対応するために各校の年間指導計画を策定しなくてはなりません。その中に具体的な指導事項を盛り込んでいくわけですので、そのところを中心にして具体的な研修を進めていきたいというふ

うに考えているところです。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。ぜひともタブレット、パソコンを使って最大限に学習の能力が発揮できるように、指導力の向上にも力を入れていただきたいというふうに思います。

続きまして、先生方にもいろいろと勉強して頑張っていたきたいという話に反してという部分になってくるわけなのですが、先生の働き方改革また残業の総量規制等に反して、今後ICT化というものが進んでいくことは、先生方にとっても大きな負担になってくるのかなというふうに予想されます。国からICTの支援員というのを、4校に1人の割合で派遣をしていただけるといような話も聞いておりますが、先生の負担軽減と児童生徒にきちんと指導をしていただくという観点からも、先生以外に、ICTの専門の支援員の投入も必要というふうに考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 専門員の導入についてどう思うかということにお答えいたします。

校内にICT機器が増えることで、児童生徒や教職員の操作の習得や機器の設置準備、問題が起きたときの対応など新たな業務が発生いたします。そのような業務を教職員が担うことになると、大きな負担となり、働き方改革の観点からも改善が必要となると思っております。

そこで、ご指摘のとおり、ICT支援員の導入は、ICT環境整備が進むにつれ、今後必要になってくるものと考えております。現在国では、教育のICT化に向けた環境整備にて、2018年から2022年までの5か年計画でICT支援員を4校に1人配置するという目標を掲げ、推進しております。

今後支援員の配置方法や学校への支援体制などを検討し、導入に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、議員さんも、誰かお知り合いの方でそれに匹敵するような方がいれば、ぜひ推薦していただくとありがたいなと思っております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 私の周りになかなかICTにたけた人間がおりませんので、紹介できる人が今のところちょっと思い当たらないところなのですが、この後じっくり考えてみまして、妥当な人間がおりましたら紹介をぜひともさせていただきたいと思います。

先ほど教育長もおっしゃられたとおり、タブレットなりパソコンが導入されますと、まずは操作の仕方を子供たちに教えなければいけないというふうに思いますし、機械が壊れてしまったときには、先生がそこへつきっきりになってしまうのです。どう考えても授業が進まないというのが、素人が考えても分かることなのです。

ただ、教育長もおっしゃったとおり、4校に1人の割合で派遣するこのICT支援員だけで間に合うのかということなのです。もちろん町独自で支援員を要請すれば、お金がかかる話にもなってきま

す。ですので、今後進めていくに当たり、学校現場ともよく相談をしていただきながら、どんなふう
に、どのぐらいの支援員の方がいればいいのか、しっかりと検討していただいて、ただぜひとも支援
員は入れていただかないと、もちろんパソコン、タブレットだけを使って授業をやっているわけでは
ないというふうに思いますが、それが逆に邪魔になるようなことがあってはいけないのかなというふ
うに思いますので、ご検討をいただければなというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。特別支援教育におけるICT機器の活用は、障害のある児童生
徒にとって、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供するために役立つことにとどまらず、コミ
ュニケーションツールとしても重要なものであると感じております。また、ICTを活用したオンラ
イン教育は、病気療養中の子供たちの学習機会の確保にもつながります。特別支援教育の充実に際し
て、ICTは欠かせないものとなっているというふうに感じておりますが、本町の今後の取組みにつ
いてお聞かせをいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 特別支援教育におけるICTの活用をどのように考えるかということで、
ご質問ありがとうございます。

本町では現在、小中学校に知的障害学級と自閉症、情緒障害学級があります。弱視や難聴等の特別
支援学級はありません。ICTの活用は、本町の特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の障害の
状態や特性を判断した上で、その障害に応じた適切な教材、映像や音声による学習支援ソフトを使
った学習を実施することで効果的な学習につながるものと考えております。そのため1人1台端末の
整備を進めるとともに、特別支援学級の児童生徒の障害の状態や特性に応じた効果的な教材やソフト
の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 特別支援学級の児童生徒についても、1人1台導入してもらおうとともに、健
常者と同じようなソフトで、同じような活動をするということではなくて、障害の程度に応じた、ま
た特性に応じたというのを、今教育長がおっしゃっていただいたと思うのですが、そういった
部分もしっかりと考えていただいて、ソフトを導入していただいて、特別支援学級の児童生徒も一人
も残さないのだというようなことで、ぜひともやっていただきたいなというふうに思います。

全体を通じて前向きなご答弁を教育長からいただいたなというふうに大変うれしく思っているところ
でございます。ただ、これからGIGAスクール構想の整備課題もたくさんあるのだろうというふ
うに思いますので、今後ともしっかりとスピード感を持って取り組んでいただきたいなというふう
に思います。

一斉学習から、一人一人の深い学びへの転換による学びの質の向上、時間や距離の制約にとらわれな

い学びの機会の確保、学校における働き方改革、教員の負担軽減を実現できるのがICT教育なのかなというふうには思っております。より一層の学校教育の充実に向け、令和の時代に活躍する子供たちにふさわしい学校のICT化環境の構築を、これまで以上に推進していただきますことを強く期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で4番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時10分）

令和 2 年第 2 回千代田町議会定例会

議事日程（第 2 号）

令和 2 年 6 月 5 日（金）午前 9 時開議

- 日程第 1 報告第 1 号 令和元年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 報告第 2 号 令和元年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 3 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度千代田町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度千代田町一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 5 議案第 2 1 号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 2 号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 3 号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 4 号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 5 号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 2 6 号 令和 2 年度千代田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 2 7 号 令和 2 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 2 8 号 令和 2 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 2 9 号 千代田町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて
- 日程第 14 同意第 5 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 同意第 6 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 同意第 7 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 同意第 8 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 9 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 10 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 11 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 12 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 13 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 14 号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 発議第 2 号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
------	-----

書
書

記
記

小
大

林
川

真
智

緒
之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和元年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に令和元年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第1号 令和元年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和元年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、老人福祉施設整備事業の民生費関係1件、総合保健福祉センター整備事業の衛生費関係1件、プレミアム付商品券事業の商工費関係1件、都市計画道路整備事業など土木費関係3件、合わせて6件の事業で総額1億7,705万6,000円を令和2年度に繰越したものであります。これは、本年4月の第3回議会臨時会において承認いただきました専決処分事項の令和元年度一般会計補正予算（第6号）において、繰越明許費として設定したものであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（柿沼英己君） 日程第2、報告第2号 令和元年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に令和元年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 令和元年度西邑楽土地開発公社決算についてご報告いたします。
本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書については、去る5月25日の公社理事会において全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の中ほどに位置します中敷きのピンク色の色紙以降にございます決算資料7ページをお開きいただきたいと思っております。

事業の概況報告でございますが、土地造成事業といたしまして、下中森地内の第2工業団地造成事業費として、群馬県企業局への分割譲渡代金の支出をいたしました。

また、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地6区画の売却に伴う収益がございました。

続きまして、決算書の1ページに戻りご覧いただきたいと思っております。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が3,739万8,606円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、1,673万9,179円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、裏面の2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額が5億3,991万683円で、内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額は5億4,946万5,676円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧いただきたいと思っております。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況を表すものでございます。1の事業収益から2の事業原価を差引きますと、2,649万6,307円の当期純利益が発生しました。こちらから、3の販売費及び一般管理費を差引きますと、2,318万2,021円の事業利益となりました。また、事業利益に4の事業外収益を足し上げ、5の事業外費用を差引きますと、2,065万9,427円の当期純利益となりました。

4 ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況を表すものでございます。

まず、資産の部でございますが、1 の流動資産の合計は16億5,473万3,858円で、明細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、1 の固定負債が16億154万2,241円でございます。

次に、資本の部でございますが、1 の基本金として、千代田町からの拠出金である基本財産300万円でございます。

次に、2 の準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて5,019万1,617円でございます。従いまして、資本合計は1 の基本金と2 の準備金を合わせ5,319万1,617円となり、負債資本合計が16億5,473万3,858円で、資産合計と合致しております。

5 ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、令和2年度予算も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 以上で報告を終わります。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金給付事業及び児童手当受給世帯に1万円を上乗せ給付する子育て世代への臨時特別給付金給付事業が実施されることになり、町の予算を通して町民に給付されることから、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億5,422万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,922万円といたしました。

歳入については、国が事業費の全額を負担することから、総務費国庫補助金に特別定額給付金給付事業の事業費及び事務費として11億3,680万円を追加し、民生費国庫補助金には、子育て世代への臨時特別給付金給付事業の事業費及び事務費として1,742万円を追加いたしました。

歳出については、総務費の総務管理費に特別定額給付金及び事務費を、民生費の児童福祉費には、臨時特別給付金及び事務費をそれぞれ追加いたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） ご質問いたします。本町でも10日、2週間ぐらい前からの申込用紙が発送されたと思うのですが、喫緊で分かり次第で結構ですけれども、どのくらいの町民からの返送があったのか。それと、今マイナンバーというか、その個人情報と銀行のひもづけが大変難しいというふうに言われていますけれども、本町ではそのような事案が滞りなく進んでいるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

ただいまの申請状況ですが、発送全体で4,522件ございまして、そのうちの受付を済ませたものが3,917件となっております、全体の87%となっております。オンライン申請の関係でございますが、特に問題は今のところございません。

以上、報告させていただきます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。参考のためにちょっとお聞きしたいのですが、一応これにかかる費用全額というようなお話が今あったと思うのですが、職員の事務費が結構かかったりすると思うのです。残業したりとかもあるかもしれないのですが、そういう補助とか、あとたしか申請していなかった方にお知らせを郵送するか何か等もあったのですが、その辺の費用などは見ていただけるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

申請が済まれている方の通知の再発送に関しましても、事務費の中から支出ができるものでございます。

以上でございます。

失礼しました。職員の超勤分につきましても、その事務費の中から支払いができるものでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、国の交付金を活用して、本町独自の支援策を11事業実施することに伴い、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,022万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,944万1,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,022万1,000円追加いたしました。

歳出については、総務費の総務管理費に感染症対応地方創生事業費を新設し、11事業のうち、奨学資金緊急貸与事業を除く10事業に係る事業費を追加したものであります。

実施する事業は、応援金・支援金を支給する子育てがんばろう！応援給付金支給事業や中小企業者等緊急支援金支給事業などの5事業をはじめ、町小口資金融資を受けた際に支払った保証料・利息の補助を行う緊急経済対策小口資金保証料補助金及び利子補給金交付事業、その他、飲食店利用促進スタンプラリー事業や、配食サービス等利用料補助事業などを展開してまいります。

また、10事業の事業費5,422万1,000円に対し、歳入が400万円不足することから、今年度予算の予備費を減額して、収支の均衡を図ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 質問させていただきたいと思うのですが、交付措置が上限というのが5,022万1,000円とあるのですが、これはあくまでも個々に申請してもらうということだと思っておりますけれども、逆に申請があまりなかったという事態も考えられるのですが、その場合に交付金を余らせてしまうという事態も考えられると思うのですが、執行部としては400万円ぐらいプラスにしておいて、何とか帳尻を合わせようという目測があったのか、それはちょっと分かりませんが、そのような考えでいるのかということと、あと畜産業の補助があるのですが、これ割り算すると、27万円が3万円ということは、9件ということになるのですが、町内でやっぱりその畜産業というのは、肉牛に関しては今高級店を牛肉食べる機会がなくなって暴落しているというお話もありますし、牛乳に関しては学校が給食がないということで余らせているという状況で、スーパーなんかでも牛乳を少しでも買って行って応援してあげようというようなこともうたわれていますけれども、額が3万円というのがちょっと少な過ぎるような気がするのですが、この9件というのは、ちゃんと畜産業でいらっしゃる数ということでよろしいのでしょうか。

あと、本町に至っては、多分一番困っている方というのはその飲食店だと思うのです。観光業というのは、温泉場でもないですし、ホテルでも、多分、あることはあると思うのですが、ほとんどないというようなことだと思うのですが、飲食店が一番困っている。あとは、地域柄、この辺は今パナソニックさんとあと富士重工さん関連の仕事で、富士重工さんというのはたしか1か月ぐ

らい操業停止しましたけれども、それに関連する子会社さんとかもあおりを受けて仕事がないという
ようなことで、補償も半分もらえればいほうで、なかなかもらえないというそういう方こそ困って
いるのではないかなと思いますけれども、その辺のお考えもお聞かせいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国の交付金、これは1兆円事業の中の千代田町への配分金ということで5,022万1,000円が上
限ということで国から示された額でございます。

こちらの事業の中で、例えば1つの事業が不足した場合、ほかの事業とのやりくりができるという
ことで確認が取れております。ですので、各事業の中のやりくりができるということがまず1点、そ
れでまた、全体的に申請等が少なかった場合、対象事業が満たされない場合には、また新たな事業を
ちょっと追加をさせていただければと思います。

それで、やはりこの5,022万1,000円は、全て町民に還元できるように、またいろいろと考えていき
たいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、畜産業についてですが、9件につきましては町内で畜産業を営んでいる方の件数でございま
す。

金額、3万円というところなのですけれども、限られた予算の中で何かしらのやっぱり応援をした
いということで、額のほうは少ないのですけれども、3万円という形にさせていただきました。

また、飲食店の方、やはり困っている方が多いということで、うちのほうもいろいろなメニュー
を考えた中で、やはり先ほども申し上げたとおり、ちょっと予算のほうも限られていますし、国の持
続可給付金ですとか、あとは県の応援金ですとか、そういったものもございますので、そういう高額
なものについては、そちらで対応していただいて、町としては困っている方々に対して、中小企業さ
んですとか個人事業主さんについては、応援金・支援金という形で、額のほうは少ないのですが、こ
ういった形で対応させていただきました。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど、議員のほうから質問があった、例えば雇い止めとか、いろんな車産
業とか、そういう方たちも非常に苦慮している状況かなと、こう考えています。

その中で今回このパッケージの中に、11の事業の中に、町の小口資金貸付け、これが3年間無利子
と無保証ということ、保証金と利子のほうを3年間猶予すると、町のほうで負担をしますよというの
がたしか1,250万だと思えます。それも、皆さんにこれからお知らせをしながら、今、条例改正も整

いましたので、この辺もお知らせしながらやっていきたいと、飲食店については、これ3万円の給付金のほかに、更に飲食店も事業者ですから、これも1,250万も、これも活用していただくように、担当を通してPRしていきたいと、こう考えております。

5,022万1,000円という数字を今回示めさせていただいたのですけれども、その中でいろんな部分でもし足りない場合は、また補正を組んで我々も対応していきたいと、これ余ってしまうようでは困りますので、できればこれが間に合わないというような状況をつくっていききたいと、こう考えています。

更に、国のほうが約10兆円の補正もまだ成立していませんけれども、するのかなと思うのです。国のほうの第2次補正も踏まえた中で、我々ももちろん地方自体としてもその辺を踏まえて、また補正も組んでいければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ぜひとも少ないお店が更に少なくなるように町では手だてを打っていただいて、支えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 先ほど町長のほうの答弁から、10ページになるのですか、緊急経済対策、小口支援保証料補助金と並びに利子補給金の交付事業ということで予算を取ったということで、これ似たようなもので、群馬県独自で新型コロナウイルス感染症対策の関係で、応援資金ということで、県のほうの部分も、ほぼほぼも無利子で支援制度というのがあるのですけれども、この部分について、町と県の違いがどのようにあるのか、メリットが町としてあるのかという部分と、これ県のほうはもう5月1日から始まっています、例えば県のほうでこの融資を受けた方が、新たに町で申請をできて、町のほうからも支援が受けられるのかという部分、この2点お聞きしたいです。

よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） 質問にお答えいたします。

町の小口資金につきましては1,250万円がもともとの小口資金の融資の上限でございまして、その上限に対しまして利子の補給を3年間、それから保証料の補助、従前ですと、町が持っていた部分もあるのですけれども、事業主さんについても保証料をお支払いいただいていた部分があるのです。その部分の追加補助という形になります。利子の補給が3年間で、保証料の補助が基本的には全額補助になるような形になります。

県のほうは、やはり国の制度と、あと県独自の制度で7年間の無利子という形で制度融資のほうを

実施しているわけなのですけれども、町としましてもその企業主さんに対して、そういう制度融資の支援をしたいということで、今回、町の小口資金の利子補給と保証料補助の制度をつくらせていただきました。県のほうが上限3,000万円までだったのですか。その部分でもし足りない部分につきましては、町の小口融資のほうを活用していただいて、更に追加していただければいいのかなというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。

せっかく予算を取ったわけですから、困っている方に早急にスピード感を持って対応していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、議案第21号 千代田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第21号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行うものであります。

改正のもの内容ですが、固定資産税の改正では、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産の課税標準の特例及び先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を新設いたします。

また、軽自動車税の改正では、軽自動車税の環境性能割の税率の軽減期間を延長し、軽自動車税の負担の軽減措置が講じられたものであります。その他、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を新たに新設いたします。

詳細については税務会計課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） それでは、議案第21号について詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、固定資産税では新型コロナウイルス感染症等に係る特例の新設、軽自動車税では軽減措置の延長、そのほかには徴収の猶予制度の特例の新設を講じております。

お手元に、議案第21号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明申し上げます。

アンダーラインの箇所が修正部分で、表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。千代田町税条例の一部改正でございます。

最初に、附則第10条では、読替規定について定めておりますが、法附則第61条、第62条を追加いたします。この改正では、法附則第61条関係が新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を新設するもので、附則第62条関係が先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産の課税標準の特例を新設するものであります。

続きまして、附則第10条の2では、19項を追加いたします。内容につきましては、先ほどの法附則第62条関係の先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産の課税標準の特例割合をゼロとするものでございます。

続きまして、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正でございますが、自家用乗用車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分減額する特例措置について、その適用期

限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

続きまして、附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等では、第1項で徴収猶予の申請手続をより円滑に進める観点から、徴収猶予に係る申請書の記載事項等について訂正を求めることができ、その期限について、第9条第7項で定められておりますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収の猶予の特例の申請に係る訂正期限についても、準用するものでございます。

2ページをお願いいたします。第2項は、徴収猶予に係る取消し事由として、申請に係る地方税以外の介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る債務の不履行についても、不適用事由や取消し事由の対象とすることができますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例についても準用するものです。

改正条文に戻っていただきまして、下段の3行が附則となっております。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の千代田町税条例の規定は、令和2年4月30日から適用するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、議案第22号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第22号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、千代田町都市計画税条例において所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上げが前年の同時期と比較して30%以上減少している場合、課税標準を2分の1もしくは全額軽減する特例が創設されたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の千代田町都市計画税条例の規定は、令和2年4月30日から適用するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、議案第23号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が定められたことにより、省令の内容に準じて定めている町の条例についても所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、条例中、第10条第3項において、中核市の長が行う研修を修了した者も放課後児童クラブの支援員の対象者に追加するものであります。

なお、この条例の施行期日については、公布の日から施行となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、議案第24号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第24号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、このたび内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部の緊急対応策として、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されました。これを受け、本町においても新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給するための規定を定める必要があるため、町の条例について所要の改正をするものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、議案第24号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、条例改正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、千代田町国民健康保険被保険者のうち、給与等の支払いを受けている者で、当該感染症の感染した者、または感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができなくなったときに、傷病手当金を支給することを規定するものでございます。

お手元に議案第24号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきまして、ご説明いたします。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

附則第2項では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われ労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを規定するものでございます。

附則第3項では、傷病手当金の支給額を定めておりますが、1日につき、直近の継続した3か月間の給与等の収入額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2を上限とします。

附則第4項では、支給期間を定めておりますが、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとします。

次に、資料の裏面となりますが、附則第5項では、給与等の全部、または一部を受け取ることができる者に対して、傷病手当金を支給しないことを定めておりますが、第3項の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給することとしています。

附則第6項では、前項に規定する者が受け取ることができるはずの給与等の全部、または一部を受け取ることができなかつたときは、傷病手当金の全額、または差額を支給しますが、附則第7項で、その場合は、町が支給した金額については、事業主から徴収することを定めております。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の千代田町国民健康保険条例附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から、規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、議案第25号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第25号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年度の消費税増税に伴い、65歳以上の低所得者の方の介護保険料を軽減強化する施策を実施するため、介護保険料を定める千代田町介護保険条例について、介護保険法施行令で規定する最大限の軽減率を反映した所要の改正を行い、低所得者支援を確保するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、議案第25号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、改正の概要ですが、65歳以上の第1号被保険者の方の介護保険料は、所得状況に応じて9区分に分かれております。そのうち、低所得の3区分については、令和元年10月の消費税率10%の引上げに伴い、令和元年度分保険料から保険料の軽減強化が拡充されております。しかし、元年度は税率引上げが半期分の適用であったため、軽減幅も2分の1としていたところでございます。

今回の改正では、財源となる消費税率10%の適用が満年度適用となり、軽減する割合を完全実施として更に引き下げることができることとなったことを受けまして、改正を行うものであります。介護保険法施行令で規定する最大限の軽減割合を反映した条例改正を行い、低所得被保険者の支援とする内容となっております。

それでは、お手元の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第2条中の賦課年度につきましては、適用する年度を全て令和2年度に改めるものでございます。また、同条第2項では、所得段階が第1段階の方、第3項では第2段階の方、第4項では第3段階の方の保険料を軽減する保険料額にそれぞれ改めるものでございます。

資料の裏面をご覧ください。介護保険料一覧表でございます。第5段階の方を基準額として、年額7万1,700円と定め、その段階よりも所得の低い方、高い方で保険料率が9区分に定められており、現行でも一定の軽減が図られておりますが、第1段階から第3段階の方に対しては、令和元年6月の条例改正をもって、保険料の軽減強化を一部実施し、保険料率が第1段階では0.45から0.375、第2段階では0.75から0.625、第3段階は0.75から0.725となっております。

今回の改正では、第1段階から第3段階の方の保険料率を更に引き下げる軽減強化の完全実施として、第1段階は0.375から0.3、第2段階は0.625から0.5、第3段階は0.725から0.7とし、記載のと通りの年額保険料とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時20分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

○資料の訂正

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 先ほど可決いただきました議案第25号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、一部資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、表題に（案）とありますが、こちらを削除していただきまして、附則の第2項では、「令和2年度分の」となっておりますところを、「令和2年度分の」、「年」を追加していただけたらと思います。失礼いたしました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第10、議案第26号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第26号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,319万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億263万6,000円とするものであります。

補正の主な内容については、歳入では、介護保険料軽減に係る国県負担金や寄附金、町債を追加いたします。

歳出では、職員の人事異動等に伴う人件費の整理や、機構改革に伴う予算の組替えを行うほか、総務費では、太田記念病院への感染症対策支援金を追加し、衛生費では、保健センター移設・複合化に係る監理委託料を追加いたします。

詳細については企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第26号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、5ページ、6ページをご覧くださいと思います。第2表、地方債補正をご覧くださいと思います。変更となる起債は、公共施設等適正管理推進事業債となり、保健センター移設・複合化工事に係る起債でありまして、本補正予算で監理委託料を計上をいたしますことから、その部分の起債を860万円増額し、限度額を3億2,360万円に設定するものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金及び下段になりますが、15款県支出金、1項県負担金では、低所得者介護保険料軽減負担金として、国、県からの負担金を追加いたします。これは、消費税率の引上げに伴い、65歳以上で低所得者の方の保険料の軽減強化を図るための負担金で、介護保険料の段階の第1段階から第3段階の保険料率を引下げを行うものでございます。

なお、引下げに伴う財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものであります。

ページをおめくりいただきたいと思います。12、13ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金では、文化振興事業に係る寄附がございましたので100万円を追加いたします。

21款町債、1項町債では、先ほど地方債の補正でご説明いたしましたとおり、保健センター施設複合化工事に係る監理委託料分の起債を860万円追加いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。次に、歳出につきましてご説明いたします。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う精査及び退職者、育児休業者などについても整理を行ったことから、全体的な補正となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

歳出につきましても、右側説明欄を基にご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の下段にあります白丸、一般経費でございますが、公有財産の管理及び入札契約事務が機構改革によりまして、総務課から企画財政課に移管になったため、庁舎管理や契約関係予算を、次ページをお願いいたします。中段の4目財産管理費に移行いたします。

また、下段白丸、町有財産管理事業では、新たな財源確保対策の一環として、未利用財産の売却、有効活用を推進していくことから、新たに不動産鑑定評価委託料を追加いたします。

その下の用地購入費では、赤岩地内の防火水槽用地を購入するため200万円を追加いたします。

次の白丸、基金積立金には、ご寄附いただいた100万円をふるさとづくり基金に積立てを行うものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。中段の13目感染症対応地方創生事業費に太田記念病院感染症対策支援金として50万円を追加いたします。これは、東毛地域の基幹病院として、当病院が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に重要な役割を担っていることから、太田市及び西邑楽3町において支援金を支出するものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。下段になりますが、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費に介護保険特別会計の繰出金として108万8,000円を追加いたします。

主な内容ですが、給与費繰出金では、人事異動に伴う人件費の調整による減額と、最下段の低所得者保険料軽減繰出金につきましては、先ほど歳入の項目でもご説明いたしましたとおり、低所得者の方の保険料の軽減を図るための繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。中段の2項児童福祉費、2目児童措置費では、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備のためのシステム改修委託料として33万円を追加いたします。

ページが少し飛びまして、26ページ、27ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費の保健衛生施設事業に、保健センター移設・複合化工事に係る監理委託料として957万円を追加いたします。

ページが飛びまして、30、31ページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費に、計画策定委員報償費として17万1,000円を追加いたします。これは、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に伴う委員会の設置が必要になったことによるものでございます。

ページが大きく飛びまして、38ページ、39ページをお願いいたします。最後に、14款予備費、1項

予備費に64万9,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、その次のページには、地方債補正を行いますことから、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在の見込みに関する調書を添付させていただいております。

その次のページ以降につきましては、給与費明細書を添付をさせていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） 感染症対策として太田記念病院に報償費50万円出ていますけれども、これは適正な価格なのでしょう。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

こちらのほうについては、太田市ほか大泉、千代田町、邑楽町等と1市3町と相談いたしまして、太田記念病院のほうに支援金という形で対応を予定しております。全体的には500万円の合計額を予定しております、太田市が300万円、それから大泉町が100万円、それと本町と邑楽町が50万円ずつという形で、合計500万円を1市3町のほうでまとめて太田記念病院のほうに支出を予定しております。

金額のほうが妥当であるかどうかというご質問でございますけれども、こちらについても1市3町のほうで相談をした中で、太田記念病院のほうが新型コロナウイルス感染症のほうで非常に大変厳しい労働環境というか、職務対応を迫られている中で、そういった形でこちらの1市3町のほうが住民の方も大変利用されていることが多いという背景の中で、適正な金額であるという形で相談した上でこの金額を決めてお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 1点だけ質問があります。25ページでございます。25ページの一番下の健康増進事業のところなのですが、訪問指導事業の報償費なのですが、昨日コロナに対して質問させていただきましたけれども、なかなか接触機会をやっぱり控えるような形になっておりますので、どういった形に使っているのか、質問を私がしたような形で、例えば独居老人の見守りに行くのだよとか、具体的にはどういう事業なのかというのをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

25ページの下の訪問指導事業で、次のページの26、27の上段のほうになりますけれども、こちらについては訪問指導事業という形で、謝礼で17万6,000円と傷害保険料で9,000円という形になってございます。

こちらの補正内容の経緯でございますけれども、当初、令和2年度の当初予算については、保健センターのほうに管理栄養士が本来1名正職でいるわけなのですが、現時点で産休という形でこれまで休んでいたわけなのですが、5月下旬に復帰予定という形になっておりました。その関係で当初、その産休の間は代替の職員という形でパート職員、今年度より会計年度の時給制という形になりますが、4、5月分のみしか予算計上してございませんでした。しかしながら、今回、管理栄養士が復帰という形で5月下旬に復帰したわけなのですが、こども園のほうの今度管理栄養士が産休に入るという形になりまして、こども園のほうも足りなくなってしまうことから、当初、保健センターのほうの復帰予定であった管理栄養士がこども園のほうに人事異動になりまして、それで保健センターの管理栄養士が引き続き欠員という形になってしまいますので、正職の代替という形で会計年度任用職員の時給制の職員を6月から来年の3月末までの予定で予算のほうを追加させていただきました。

なお、管理栄養士の業務でございますけれども、17万6,000円については、7,300円掛ける3日掛ける3か月という形で、主に集団健診、あるいは個別健診等で健康状態、数値がよくなかった町民の方に対して訪問指導、栄養指導のほうを実施したいと思って、予算のほうをお願いするものでございます。

なお、傷害保険料につきましては、各町内を訪問するものですから、何かあったときに保険適用という形での保険加入を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） もうちょっと詳細説明いただきたいのですが、保健センターと福祉センターが統合するのは承知しているのですが、監理委託料と一言で言いましても何のお金かさっぱり分かりませんので、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいのと、そのお金に対して起債というか町債になっているのですけれども、何で借金のほうに頼ったのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、監理委託料につきましてのご質問にお答えをいたします。

まず、何で起債をするのかということでございますが、こちらにつきましては、この起債の対象額

の90%が起債になりまして、そのうちの交付税措置が50%ということで有利な起債であるということから起債を借入れを行うものでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 管理費ということで860万を追加させていただいています。この手の設計にただいま入っております。それを我々のほうで群馬県の技術センターのほうで設計をやっている方、プロポーザルでやったのですけれども、これが今年の約8月頃に仕上がるのです。仕上がるのですけれども、設計をしてこれから施工業者を選定して、この秋頃に行っていくと、そうすることによって、設計をして現場施工と設計業者の間に入って、それを見る業者が必要なのです。それが監理委託ということで860万をここに追加させていただいています。

設計屋さんと施工業者だけではいい製品はできません。これは、金額にもよるのですけれども、特にあそこの場合に関しては、金額がそこそこの金額要りますもので、100万、200万ぐらいの土木とまた違いますので、それで監理委託料ということで、これから業者のほうも選定を行いながら監理をしっかりとやっていただくということになっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 17ページの町有財産管理事業の中の用地購入費ということで防災のための水槽を購入するという、設置のということなののですけれども、赤岩地内という話なのですが、どの辺を予定しているのかというのが分かれば教えていただきたいです。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） では、ご質問にお答えさせていただきます。

用地購入費200万円、今回予算のほうを計上させていただきました。内容につきましては、説明にもあったのですが、消防水利、防火水槽の用地に地権者の方がこの用地を売却したいといった形で申出がございました。いろいろ検討したのですけれども、撤去して、また新たに防火水槽を造ると、多額の金額がかかるといったことで、地権者の方と相談をしまして、その防火水槽の用地の部分を購入することによって、この予算200万円の金額で収まるようなことから、予算のほうを計上させていただきました。

場所については赤岩地内ということなのですが、赤岩地内の赤岩の東、更科、おそば屋さんがあると思うのですが、その押しボタン信号機を北に入っていった辺りになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第11、議案第27号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第27号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に155万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,499万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、新型コロナウイルス感染症傷病手当金に対する県補助金及び人事異動に伴う職員給与費等繰入金を追加するものであります。

歳出については、総務費の職員人件費を50万7,000円追加するほか、保険給付費では、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者である被用者に対し、傷病手当金104万4,000円を追加するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第12、議案第28号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第28号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からに歳入歳出それぞれ249万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,730万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、令和元年度の消費税増税に伴い、65歳以上の低所得者の方の介護保険料の軽減強化を図るため、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金を追加いたしますが、職員給与費等繰入金については減額いたします。

歳出では、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、保険給付費の介護保険サービス等諸費を追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、議案第28号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。1款1項1目、第1号被保険者保険料につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しや、低所得者保険料軽減繰入金の追加に伴いまして361万2,000円を減額するものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金では、歳出の保険給付費の追加によりまして14万円を追加するものでございます。

3款2項3目地域支援事業交付金では、歳出の地域支援事業費の減額によります財源補正に伴いまして、減額するものでございます。

その下、4目の介護保険事業費補助金につきましては、6月の特定個人情報データ標準レイアウト改版に対応するため、介護保険システムの改修を予定しておりますが、その費用に係る3分の2を国庫補助金として受け入れることとなりましたので11万円を追加するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開き願います。4款1項支払基金交付金及び5款1項県負担金並びに同款3項県補助金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の追加、または減額によります財源補正に伴いまして、追加ないし減額するものでございます。

7款1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金及び3目の地域支援事業繰入金は、法定繰入分として一般会計予算から介護保険特別会計予算へ繰り入れるものとなりまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の増減によります財源補正に伴いまして、追加または減額するものでございます。

その下、4目低所得者保険料軽減繰入金においては、65歳以上の低所得者の方の介護保険料軽減強化に係る介護保険法施行令が令和2年4月1日改正施行されまして、先ほどの議案第25号の介護保険条例の一部改正を可決いただいたところでございますが、保険料区分のうち、低所得者3区分の保険料率を更に軽減して実施できることとなりましたので、軽減分の保険料を国庫2分の1と県費4分の1を負担金として一般会計に受け入れまして、そこに、町費4分の1を合わせて一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものとして追加するものでございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページへお進み願います。7款1項5目その他一般会計繰入金では、職員人件費及び事務費の見直しによりまして、それぞれ減額するものでございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴い職員人件費を減額するものでございます。

その下、同款5項1目運営協議会費では、介護保険運営協議会委員に係る非常勤職員公務災害補償組合負担金を追加するものとなっております。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。2款2項介護予防サービス等諸費では、5目介護予防福祉用具購入費及び6目介護予防住宅改修費につきまして、要支援認定者の

サービス受給者増加が見込まれるために、それぞれ追加するものでございます。

次に、4款3項包括的支援事業・任意事業費でございます。こちらは人事異動に伴う職員人件費の減額及び会計年度任用職員人件費の見直しによる追加でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第13、議案第29号 千代田町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を町長が任命するに当たっては、同法第8条第5項の規定により、認定農業者である個人又は認定農業者である法人の役職員等が委員の過半数を占めなければならないとされております。ただし、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合は、例外措置として、同法施行規則第2条第1項の規定により、

議会の同意を得ることで認定農業者等であった者などを算定に加えることができるとされております。

今回、この後、農業委員会の委員の任命を上程させていただきますが、候補者9人のうち、認定農業者である個人または認定農業者である法人の役職員の方が4人であり、過半数を満たしていないことから、認定農業者等であった者などを算定に加えたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森委員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） どうもすみません。直接これとは関係ないのですが、私は遺伝子組換え作物が日本に入らないようにというのをもう20年以上前から調べているのです。海外のモンサント社とかは、やはり日本を市場と考えていまして、作物は入ってきていないのですが、今は日本は遺伝子組換え天国と言われていて、皆さんがふだん食べているスナックとか、あるいは飲物なんかはもう遺伝子組換えのものがかなり含まれています。日本でその作物が今できないのですが、少しずついろんな法律を変えようとしてやっていると一部ではうわさをされています。

J Aの組織が変わりましたし、農業委員会の選定が町長になったりとか、種子法も変わったりとか、何年もかけて少しずつ変化をしていると、例えば遺伝子組換え作物が日本で植えられたときに、隣で違う、今までの農業をやっていたところに種子が、種子というか自然交配されて、それを売ったときに、勝手に売ったということで特許侵害になるといううわさもされていて、かなりその部分はセンシティブなところで注目されている方も多いと思います。

特に今回、認定農業者等、これらに準ずる者という非常にあやふやな中で、海外の資本が日本に入ってくるのではないかという危惧がやはりあるのです。千代田町においては、今回の農業委員会の方々見ても全然問題ないですし、高橋町長とか蛭間会長もいらっしゃるので、千代田町に関しては何も問題を感じていないですし、議員の中でも農家さんいるのですが、やはりこれらに準ずる者というようなあやふやな提案をされて、そのまま賛成というわけにもいきませんので、その辺についてちょっと説明をしていただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

認定農業者等に準ずる者はどんな方かと申しますと、全協でお配りしました資料の裏面に条文がちょっと書かれているのですが、こちらではイからヌまで10項目ありまして、そちらを具体的に申し上げさせていただきます。

まず、認定農業者等であった者につきましては、過去に認定農業者であった個人や法人の役員など、

それから認定農業者の農業に従事をして、経営に参画する親族の方と、新たに農業を営もうとする青年等で、青年等就農計画の認定を受けた認定就農者である個人または法人の役員の方など、それと県で認定された農業指導者、群馬県で言うと農業経営士という形になるのですけれども、の方、それと認定農業者ではないですけれども、町の基本構想で指標にしている効率的かつ安定的な農業経営の水準に達している個人や法人の役員の方など、そのほか本町では該当がないのですけれども、集落営農組織の役員の方と、国や県、町の計画に位置づけられた個人や法人で地域の農業において中心的な役割を果たす方、以上の方が認定農業者等に準ずる者として定義をされております。

いずれの方につきましても、認定農業者ではないのですけれども、効率的また安定的な農業経営に関しまして、認定農業者と同等の知識と経験を有していると思われる方でございます。

また、今回の農業委員さんの公募に当たりましては、推薦または自薦により応募していただきまして、募集をさせていただく際には、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属することに関して、その職務を適正に行うことができるものという要件をお示しさせていただきました。

応募のあった方につきましては、更に町の審査会において、地域の農業に対する貢献度や農業に関する知識、見識などについて、審査をさせていただいております。

今回2名を予定している認定農業者の方や、認定農業者に準ずる者として該当になる方につきましては、地域から町の農業委員として適任であるとの推薦を受けた方となっております、審査会において適任者として選定をしていただいたところです。そういった方ですので、これらの方につきましては、町の農業振興にご貢献をいただける方かと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員がご指摘のように、今から3年前にこの農業委員会のほうの選定のほうが、前は公選法だったのですけれども、町長が認めた者ということがうたわれるようになったわけです。今回で2回目の改選ということなんですけれども、これに関しては、先ほど議員が述べられたように種子法、群馬県でも1週間ぐらい前ですか、種子法に関する記事が群馬県のほうも載っていましたけれども、これで認定をもしされた場合に、今日農業委員の会長も見えられていますし、農業委員会のほう、推進委員も含めてですけれども、もし種子法に反するような方がいた場合は、私が認定したわけですから、速攻でやめていただくということを約束いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） 坂部課長、高橋町長、ご丁寧に詳しい説明をいただきまして、ありがとうございました。

これからもちょっとこの辺は私のほうもチェックをしていきたいと思いますので、またよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○同意第5号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

日程第14、同意第5号から日程第22、同意第13号までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、同意第5号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第22、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまで、以上9件を一括議題といたします。

蛭間農業委員会長の退席をお願いいたします。

[農業委員会長（蛭間泰四郎君）退席]

○議長（柿沼英己君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ただいま一括上程されました同意第5号から同意第13号、千代田町農業委員

会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日で満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

初めに、同意第5号、赤岩在住の加藤孝雄氏におかれましては、現在農業委員としてご活躍されており、また認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第11行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第6号、下中森在住の荻野道子氏におかれましては、農業及び酪農業に従事し、女性農業者としてご活躍をされており、第7行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第7号、福島在住の高橋利康氏におかれましては、現在、農地利用再最適化推進委員としてご活躍されており、また認定農業者であった経験から農業に関する見識も高く、第12行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第8号、木崎在住の金子一紀氏におかれましては、農事組合法人木崎の構成員であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第9行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第9号、赤岩在住の柿沼秀美氏におかれましては、現在女性農業委員としてご活躍されております。農業委員会等に関する法律第8条第6項で、委員の任命には農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、農業者以外の者で中立な立場で、公正な判断をすることができる者として、第2行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第10号、鍋谷在住の蛭間泰四郎氏におかれましては、現在農業委員会の会長としてご活躍されております。また、認定農業者であり、農業に関する識見も高く、豊富な経験と知識を有され、第10行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第11号、舞木在住の小林祐治氏におかれましては、長年邑楽館林農業協同組合に勤務され、農業に関する識見も高く、豊富な経験と知識を有され、第14行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第12号、上五箇在住の栗原寛氏におかれましては、現在農業委員としてご活躍されており、また認定農業者であり、農業に関する識見も高く、豊富な経験と知識を有され、第5行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

最後に、同意第13号、舞木在住の木町光夫氏におかれましては、現在農業委員会会長職務代理としてご活躍されており、農業に関する識見も高く、豊富な経験と知識を有され、第15行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

以上、9名について提案するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより9議案について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。
同意第5号から同意第13号までを1議案ごとに採決いたします。

初めに、同意第5号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。
よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。
よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。
よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。
よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで退席者の入場を求めます。

書記に連絡いたさせます。

[農業委員長（蛭間泰四郎君）入場]

○議長（柿沼英己君） 蛭間農業委員長に申し上げます。

ただいまの千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第23、同意第14号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第14号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本案は、現教育委員の遠藤牧子委員が本年7月13日をもって任期満了を迎えるに当たり、後任として、赤岩在住の大野伸二氏を選任いたしたく提案するものであります。

大野氏は、筑波大学第3学群社会工学類を卒業され、昭和57年4月から本町の西小学校で教員生活をスタートされ、その後、千代田中学校、休泊中学校、大泉南中学校、平成11年度から千代田中学校、西小学校にそれぞれ勤務されました。平成19年度からは町教育委員会の指導主事として勤務された後、平成22年度に千代田中学校において教頭職に就任され、平成26年度には邑楽中学校において校長職に就任されました。平成30年度から千代田中学校校長として、本町の学校教育の発展にご尽力をいただき、令和元年度末をもって定年退職されました。

以上のように、長い教員生活の中で本町での勤務が19年に及び、本町のことはもちろん、本町の学校についても深くご理解されている方であります。

また、学校における管理職、町教育委員会での行政職など経験されており、豊富な識見を持つとともに、人柄も温厚で信頼も厚く、教育委員として適任者でありますので、今回ご提案するものであります。

なお、任期は令和2年7月14日から4年間となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第14号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第14号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第24、発議第2号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 発議第2号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月に千代田町議会基本条例を施行し、地方議会の役割の進展に伴い重要になっている議会の役割や議会機能の充実と強化に努めております。開かれた議会を目指すために、人口規模、財政力、町政課題を考慮し、議員定数の改正や議会広報「大河」の発行、町ホームページを利用した会議録の掲載、町民との意見交換会の開催等、会議の効率化や透明性の確保を図っております。

千代田町議会として権能を十分に発揮し、さらなる議会の活性化図っていくため、千代田町議会改革推進特別委員会を設置したく提案するものであります。

議員皆様の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、発議第2号の案件について、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました千代田町議会改革推進特別委員会の委員の選任については、千代田町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、千代田町議会改革推進特別委員会の委員は、議長除く全員を選任することに決定いたしました。

休 憩 （午前11時42分）

再 開 （午前11時53分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

千代田町議会改革推進特別委員会の正副委員長が互選され、議長宛てにその結果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に、6番、橋本和之議員、議会改革推進特別委員会副委員長に、5番、酒巻広明議員。

以上で報告を終わります。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから10日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、10日まで休会といたします。

なお、8日月曜日は総務産業常任委員会、9日火曜日は文教民生常任委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時55分)

令和2年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年6月11日（木）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君

都市整備課長

荻野俊行君

教育委員会
教務局長

久保田新一君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

荒井稔

書記

小林真緒

書記

大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和2年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月4日から本日までの8日間にわたり、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの定例会でしたが、条例の一部改正や補正予算、人事に関する事など多数の重要案件につきまして、いずれも原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、会期中におきましてご意見、ご提言のありました点などにつきましては、今後の行政運営に当たり十分心して努めたいと存じております。

さて、全国において新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少に伴い、緊急事態宣言が解除され、段階的に緩和されつつあります。しかしながら、一部の地域では第2波のような事態が発生しております。気を緩めることなく、町民、議会、行政が三位一体となって、オール千代田で第2波、第3波に備えることが大切ですので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、はばたけ群馬・県土整備プランの重要事項箇所の一つとして、利根川新橋が掲載されており

ます。今年秋には県土整備プランの見直しの話も出ておりますので、継続して重要事項の一つとして計画いただけるよう、議会関係、商工会関係からも要望をお願いしているところでございます。一日も早い利根川新橋の建設に向けて、官民が連携し、一丸となり取り組んでいくことが必要ですので、一層のご努力をお願いいたします。

さて、私をはじめ議員の皆様、当選をして2か月が過ぎました。この間、私たちの仕事面をはじめ生活スタイルも変わりました。学生や児童におかれましても、教育面に対しても今後大きく変化していきます。今、私たちに求められているのは、一人一人の意識改革ではないでしょうか。

戦後75年がたちます。多くの犠牲者を出し、復興に向けて苦難を乗り越えてまいりました。高度成長やオイルショック、バブル経済、阪神・淡路震災、リーマンショック、東日本大震災、台風被害、そして現在進行中でありますコロナです。幾多の国難を乗り越え、基本となる経済を支えてきました。その原点には、政治と行政が動かしてきたと思います。私たち地方の政治や行政に関わる職員、今後幾多の苦難もあります。十死零生覚悟で戦地へと飛び立った先輩方の覚悟を考えると、私たちはこれからも意識改革を断行し、皆さんで知恵を絞り、議論を重ね、真に豊かなまちづくりを目指していこうではありませんか。

やまない雨はありません。そんな時代もあったねと過去を振り返る時代が来たときには、皆さんで笑顔で振り返れるよう、大局に立って日々努力をして邁進していこうではありませんか。

最後になりますが、議員各位には健康に十分留意いただき、町政の運営に一層ご努力を賜りますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る4日から本日まで8日間にわたり、令和2年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問と、町長提案の報告、承認、補正予算、人事案件など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。特に人事案件においては、9名の農業委員が同意され、これからの千代田町の農業の発展や農地の最適化のために、農業委員会が円滑に進むよう期待するところであります。

また、教育委員の同意では、教育委員として16年間という長きに在籍された遠藤牧子氏の後任として、前千代田中学校長の大野伸二氏が新任として同意され、千代田町における教育のさらなる充実のために、今後のご活躍を期待するものであります。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症対策については、危機管理上重大な課題であるとの認

識の下、町民の生命を守るため、これまで水際での対策、蔓延防止などについて総力を挙げて講じてきました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる対応策として創設されました。

本町においては、独自支援策として、子育て期における保護者の金銭的負担軽減のための子育てがらばろう応援給付金事業、厳しい経営状況に置かれている事業者を応援するための中小企業者等緊急支援金支給事業など、11項目の経済対策を創設されました。これによりまして、町民の日常生活の安定、また地域経済の速やかな回復が図られるなどの効果が期待できるものと考えております。千代田町議会といたしましても、検討しているところであります。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たりご協力いただきました町当局に対しまして、心から感謝申し上げます。梅雨の時期に入り、明けますと暑い日が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、令和2年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時10分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和2年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 酒 卷 広 明

②署名議員 橋 本 和 之